

# 戦後学校図書館文献にみるプライバシー意識

- 昭和20年代～昭和30年代を中心に -

A Study of Personal Reading Data and Privacy  
In School Library Documents (1945-1964)

山口 真也

(yamaguchi@okiu.ac.jp)

はじめに

筆者は、本紀要前号において<sup>1</sup>、昭和20年代の学校図書館運動の広がりとともに各地の学校図書館において展開された読書指導の中に、読書記録に関するプライバシー保護について重要な問題があることを指摘した。終戦後の社会混乱の中で、学校教育は、当時の子どもたちにとって最も身近で影響力のあった図書メディアによる不良化現象を防止することを目的として、読書による人格形成を手段とする生活指導（ガイダンス）を実践するのだが、その過程で、図書館員以外の教員（主にクラス担任）が、学校図書館の読書記録が含まれる貸出用ブックカードや読書ノートを「検閲」し、児童生徒の読書生活を徹底的に管理しようという動きがあった<sup>3</sup>。本来、読書という行為は個人的なものであり、他者の管理・監視の下では自由な雰囲気での読書を楽しむことは困難となる。教員と児童生徒の間にどのような信頼関係があったとしても、教員に読書の内容を知られるかもしれないという意識は、学校図書館内での読書行為をゆがめてしまう可能性が高い。さらに言えば、一部の学校では当初読書指導の資料として集められていた読書記録は、その後、読書指導から切り離されて、生活指導のためだけに、つまり、学校図書館の読書記録はただ児童生徒の内面を知るための資料として活用されるようになってしまう。しかも、昭和20年代の読書指導論では、教員が学校内での児童生徒の読書をすべて管理しなければならないとする考えも強く主張されていた。以上のように、自由な精神活動の余地がないところで生活指導と読書指導が結びついて行われると、読書記録に関するプライバシー侵害とそれともなう「不自由な読書」という、図書館にとっては最も忌避すべき事態が生み出されてしまうおそれがあったのである。

では、なぜ戦後の学校図書館においてこうした問題が生じてしまったのだろうか。筆者は、その一つの原因が、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識の低さにあったのではないかと考えている。読書記録に関するプライバシー保護は、日本図書館協会が作成する『図書館の自由に関する宣言』や『図書館員の倫理綱領』に明記された図書館員の重要

な任務である。読書行為には、利用者個人にとって秘密にしたい内容（プライバシー）が含まれることがある。当然、図書館による読書記録の安易な管理は、自由な読書を阻み、利用者の「知る自由」という基本的人権を侵害する原因となる。さらに、読書記録を「個人情報」の一つと広くとらえるならば、そこには利用者個人の興味関心、趣味や宗教、病歴などの情報が含まれることがあり、非常にセンシティブな情報の一種であると考えられることもできる。利用者本人がその情報を「秘密」（プライバシー）と考えている、いないに関わらず、信じている宗教や病歴に関する読書記録が流出すれば、そのことが原因で利用者本人が結果として社会的な差別を受ける可能性もある。こうした問題を考えるとき、個人の思想や興味関心が間接的にはあるが反映される（こともある）読書記録を保護すること、つまり第三者に不用意に知られることがないように厳重に管理することは、すべての館種の図書館員にとって第一の任務となることが分かるだろう。こうした認識が当時の学校図書館関係者には著しく欠如していたがゆえに、学校図書館での読書記録の生活指導目的での利用を前提とする「生活指導の一部（一分節）としての読書指導」<sup>4</sup> という考えが生まれ、学校図書館における読書の自由が阻まれてきたのではなかったか。

本論文では、戦後の学校図書館関係者の読書記録に関するプライバシー意識の有無とその認識の度合いを知るために、「生活指導の一部としての読書指導」という考えが広く展開され、学校図書館関係者の中で読書指導の重要性が強く認識されていたと考えられる昭和20年代前半から昭和39年<sup>5</sup>までの約20年間の学校図書館文献を対象として、当時の学校図書館関係者が「読書記録」というものをどのようなものとしてとらえ、日々の図書館活動の中でどのように取り扱っていたかについて調査を実施した。

本紀要前号においても述べたように、学校図書館におけるプライバシー保護を前提とした望ましい読書記録の管理方法は、学校図書館が「図書館」と「教育」という二つの機能を持つ存在であるがゆえに、現在も議論が続く複雑な問題となっている。たとえば、上述の生活指導の一部としての読書指導論にみる問題は、形を変えてはいるものの、現代でも図書館員以外の教員（クラス担任）による生活指導を目的とした読書記録の開示要請という問題として依然として存在している<sup>6</sup>。今回の調査を通じて、学校図書館における望ましい読書記録の取り扱いという現代にも通じる問題を考察するための基礎資料を作成することが本研究の課題である。

## 1. 調査の方法

### 1.1 調査対象・調査年代

筆者は、本紀要前号にて昭和20年代の学校図書館文献の中で多く報告されている「生活

指導の一部としての読書指導論」の内容を紹介し、プライバシー保護の観点からみたに問題点を分析した。そして、その後の研究によって、児童生徒への生活指導を目的とした学校図書館の読書記録の安易な利用（目的外使用）は、現代の学校図書館においてもなお続いている問題であることを確認した<sup>7</sup>。

ただし、前回の調査では、昭和28年の学校図書館法成立前後に相次いで刊行された学校図書館論や読書論、各学校図書館の利用手引き書（利用案内）など、主に単行本を主な対象としており、当時の学術雑誌に掲載された論文や記事などの文献は基本的には調査対象外であった。また、生活指導の一部としての読書指導論に限定して当時の学校図書館におけるプライバシー保護の現状を考察したため、当時の学校図書館で行われていたサービス全般にみる読書記録の取り扱いについては問題点の簡単な紹介にとどまってしまった。今回の論文では、学校図書館関係者のプライバシー意識の有無を知るために、年代を昭和20年代から昭和30年代まで、また、対象を単行本だけでなく、学校図書館分野を中心とした学術雑誌の中に掲載された文献にまで広げ、調査することとした。

昭和20年代から昭和30年代という時期には、学校図書館法の成立（昭和28年）や、各地で活発化する学校図書館運動（設置運動）などを背景として、学校図書館分野の専門誌に限らず、その他の学術専門誌においても（特に教育学分野を中心に）さまざまな学校図書館研究が発表されている。本研究では、これらの文献も調査対象とするため、まず「学校図書館」「図書館」「読書」「読書指導」等のキーワードにて、国立情報学研究所作成のデータベースを検索し、ヒットした文献のうち、入手可能な文献について、読書記録の取扱いに関する記述を抽出して調査を行うこととした。

## 1.2 調査方法

本研究では、1.1の調査対象に該当する文献の中に現れた学校図書館活動におけるプライバシー保護の状況を調査することとした。

昭和20年代から昭和30年代にかけて発表された学校図書館関係の文献には、「読書」に関する指導をテーマとした論文や報告が非常に多い。昭和28年に公布された学校図書館法（第4条の第1項の四）において「学校図書館が単なる読書奉仕でなく、読書についての指導の役割を果たすべきことを規定」<sup>8</sup>されたことを受けて、滑川道夫らを理論的主軸として全国的に展開された「生活指導の一部としての読書指導」、昭和30年代に個人読書指導に対する問題提起として展開された「集団読書指導」や「読書感想画指導」、さらにはテレビ放送の開始に伴う読書離れ問題や「悪書追放運動問題」<sup>9</sup>など、この時期には学校教育における「読書」の重要性と学校図書館との関係を論じた数多くの研究が発表されて

いる。これらの文献の中では、児童生徒への読書生活に関する指導方法が多数報告されており、その中には学校図書館における読書記録の取り扱いに関する記述も多く現れる。これらの文献の執筆者は学校図書館が管理する読書記録というものに対してどの程度プライバシー意識を持っていたのだろうか。

『図書館の自由に関する宣言』の中に「第3」として「図書館は利用者の秘密を守る」という趣旨の項目が追加され、利用者が何を読むかは「その人のプライバシーに属する」と明記されるのは昭和54年（1979年）の改訂時である。しかし昭和29年（1954年）の宣言採択時において、図書館関係者に「読書記録が利用者のプライバシーに属する」という発想がまったくなかったわけではない。昭和29年の宣言の内容を確認すると、「3 図書館はすべての不当な検閲に反対する」の中にすでに「利用者個人の読書傾向など個人的自由を侵すような調査の要求は、法律上正当な手続きによる場合の外は拒否する」とある<sup>10</sup>。

「検閲への反対」という項目の解説文としてこの文章が記述されていることから考えれば、この宣言の中で想定されている事態は国家や自治体などの公権力による思想調査であり、そうした権力に対して図書館は利用者の読書傾向を漏らしてはならないという意味が強いと言えるだろう。しかし、「読書傾向の調査要求の拒否」という考えの背後には、読書傾向が利用者本人の意に反して外部に伝えられた場合に精神活動の自由をはじめとして、さまざまな人権が侵害される可能性があるという問題意識が確認できる。「公権力による調査要求の場合」という条件つきではあるが、少なくとも、読書記録というものを図書館が守るべき秘密として取り扱わなければならないという意識は昭和20年代後半の時点でも図書館関係者にも存在したのである。本論文では、昭和20年代から昭和30年代の学校図書館文献において、こうした意識はどの程度現れているのか、という問題を調査することとした。

## 2. 調査結果

1.の方法によって調査を行った結果、いくつかの文献から、当時の学校図書館関係者の読書記録に関するプライバシー意識を知ることができた。

当時の学校図書館関係者のプライバシー意識は、読書記録の取り扱いについて触れた各サービス理論の中に読みとることができる。ここでは、当時の学校図書館でのサービスごとに、その内容を紹介しながら、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識の有無とその度合いについてまとめてみよう。

## 2.1 「読書ノート」指導にみるプライバシー意識

当時の学校図書館関係者の読書記録に関するプライバシー意識を探る上で、一つの重要な手がかりとなるものが、「読書ノート」に関する議論である。

### 2.1.1 読書ノート指導の意義

「読書ノート」とは、昭和20年代後半から多くの文献で取り上げられるようになる「生活指導の一部としての読書指導論」における重要な指導方法の一つである。昭和20年代半ば、「終戦後の混乱の中にあって、不良化する子どもを救う」<sup>11</sup>ことを目的として、学校教育と図書館の結びつきが重視され、よりよい読書生活の実現（読書による豊かな人格形成、読書による問題解決能力の育成）を手段とする生活指導が提唱されることになるのだが、この時代の読書指導においては、世間一般に言われる「悪書」から子どもたちを遠ざけ、ただ単に「良書」を提供すればよいと考えられているわけではなかった。

たとえば、昭和25年の文献によると「コロンプス」を読んで影響を受けた中学生2名が八人乗りの遊覧船を借り受けて乗船し、海上で通りがかりの漁船に発見されるという事件が報告されている<sup>12</sup>。また、昭和27年2月には、少女向けの小説に読みふけていた中学3年の女生徒が「継子いじめ」の話に感化され、服毒自殺を遂げるという不可解な事件も起こっており、学校関係者に大きな衝撃を与えている<sup>13</sup>。

とすれば、学校教育が考えなければならないことは、子どもたちに何を読ませるか、ということだけでなく、子どもたちが何をどう読んだのか、ということである。

「たとえ選択が適当であっても、その理解や鑑賞が十分に行われず、読書が空転」してしまえば読書の意味はなくなってしまう。「成長発達途次にある子ども」は「うっかりすると、正邪善悪をとり違えて、あやまった情報を信じてしまうこともないとは限らない」のであるから、よりよい読書生活を実現し、児童生徒の不良化を防ぐためには「読んだ内容を正しく理解し、そこにある価値を正しく判断して、それに対して正しく批判する力を養う」ための「理解・鑑賞の指導が重視されなければならない」のである<sup>14</sup>。戦後の読書指導運動の中心的人物であった阪本一郎氏は次のように言う。「子どもの自由読書を重んずるのはよいが、そのまま放任しておいては」「善悪を自ら判断して、取るべきは取り、捨てるべきは捨てることを自分でできる」批判的態度は身につかない。「われわれ（教師）は、子どもがつねにどのように読みとっているかを確かめ、もし好ましい受けとめ方がなされているならばそれを承認し、もし好ましくない受けとり方をしているならば、それを改めるような助言を加えることが必要になる」のである<sup>15</sup>。

こうして、生活指導の一部として展開される読書指導では、児童生徒がメディア、つま

り書物から悪影響を受けないようにするべく、学校図書館（学校内）での児童生徒各自の読書生活をできる限り管理しようという動きが現れ、児童生徒が書物をどう読んだかという情報を集めるために、読書を通じて感じた意見を記録させ、それを読書指導の担当者である図書館員あるいはクラス担任が「検査」<sup>16</sup>、または「検閲」<sup>17</sup>する、という「読書ノート」指導が本格化するのである。

### 2.1.2 読書ノート指導の問題点

「読書ノート」を使った読書指導は、当初、「一人一人のものの感じ方、見方を知り、道徳的に活かすことができ効果的」な方法<sup>18</sup>と考えられていた。「読書カードに読んだ本を記入させると子どもたちは多く書き込みたさに読書意欲は旺盛となり、少しの時間にも図書を読みあさる」ようになるとして<sup>19</sup>、「読み終わったら必ず読書ノートへ記載しよう」という動きも現れるようになる<sup>20</sup>。しかし、こうした動きと並行して、読書ノートの作成、提出が児童生徒の自由な読書行為を阻害するという問題点も指摘されるようになる。

昭和20年代から昭和30年代の読書指導論の中心的人物であった滑川道夫氏は、読書ノート指導においては、児童生徒に対して「最初から立派な感想を書かせようとして無理」をして、「強制してはならない」と述べている。なぜなら「子どもの方では図書室で本を読みたいが、感想を書くのがいやだから、図書室に入らないといった現象が起こる」からである<sup>21</sup>。こうした意見は、各地の学校図書館での読書指導報告の中にも多数掲載されており、たとえば、島根県浜田市原井小学校の報告では、「従来、私の学校では、感想文を書くことを勧め、それによって読書意欲をもり立てようと努力していたのであるが、やがてこれがマンネリズム化し、子どもたちの中には感想文を書くことから、読書自体にまで抵抗を感じ始める者さえ見受けられるようになった」と記されている<sup>22</sup>。秋田県の小学校に勤務する藤田光氏は、小学6年生の読書指導法の紹介の中で、「読書ノートによる指導」は「一般に成功しない傾向にある」と指摘して、「その原因はあまり立派な読書ノートを印刷して子どもに与えて親しみにくくしたり、記入の要求に無理があったり、教師のノート処理が形式化するところにある」と述べている<sup>23</sup>。兵庫県神崎郡香呂小学校では、読書という行為の中で「子どもたちは、(中略) 感想を書かなければならぬという拘束感もなく、自由にのびのびと読書の楽しさを味わう」べきであると述べ、こうした自由な雰囲気を読書を通じてこそ、「読書嫌いな子どもも本好きになるし、読書能力の乏しい子どももだんだんに読書力がついてくるというわけだ」と読書ノートの問題を指摘している<sup>24</sup>。そもそも、「いちいち感想など書かなければならないとしたら、子どもだけでなく、大人であったとしても「ひとの本など借りたくないという気持ちになる」のが当然とも言えるのである<sup>25</sup>。

当時の文献では、教員の指摘だけでなく、読書ノートに対する児童生徒自身の意見もいくつか紹介されている。たとえば、中村錦四郎氏の「学校図書館と学級文庫」の中では、「読書ノートをどう思っているか?」という質問に対して、「読書ノートが嫌い」と考える生徒が全校で21%にのぼることが報告されている<sup>26</sup>。また、北海道亀田郡亀田中学校の調査でも、「文字が汚いので書くのが気にかかります」「感想文の書き方はどうしたらいいのかめんどろ」といった読書ノートへの反対意見が紹介されており、子どもたちは「総じて感想文を書くことに積極的ではない」と結ばれている<sup>27</sup>。石川県金沢市中村町小学校では「図書館を利用しない理由」についての調査が行われているが、ここでも毎年のように「読後感を書かなければならないから」という回答があったことが報告されている<sup>28</sup>。学校図書館だけでなく、読書サークル活動報告の中でも感想の提出が当時の子どもたちにいかに嫌われていたかが記されており、和光学園では、学校図書館を使った読書クラブの勧誘を行う際に、「全校にプリントを配って会員を集めた」ところ、「全校500人ほどのうち申し込みは4、5人」であり、その理由が「本を読むのはいいけれど参加すれば感想文を書かせられるだろう」という、読書ノート作成への不満と気後れにあったと指摘している<sup>29</sup>。

以上のように、読書ノート指導には、強制的に読後感を「ノートさせること」によって、必然的に「大部分の児童を読書から遠ざけてしまう」という問題がある<sup>30</sup>。子どもたちの多くは「読書のためにノートは不必要であるし、じゃまなもの」とであると強く考えており、そうした考えは一部の教員の中にも確認できる<sup>31</sup>。つまり、読書ノートは強制すればするほど子どもたちから読書の楽しさを奪うものであり<sup>32</sup>、「読書記録を（ノートに）書くことが負担になるような場合には強いて書かせないほうがよい」のである<sup>33</sup>。特に、低学年の児童に対しては「決して強調せず、また書く内容も限定せず、自由にのびのび書かせる」のが第一である<sup>34</sup>。これをあまりに「程度の高いものを要求」したり、「強制したり制限を加えたりすることは、かえって一部の子どもの読書欲をそぐことがある」し<sup>35</sup>、「読書能力の比較的低い子ども」にとっては読書ノートの強制が「マイナスの力が作用することが多い」ので注意する必要がある<sup>36,37</sup>。

もちろん読書ノートには、「個人の読書傾向を知るためとか、（中略）計画的な読書指導をするためとかいろいろ」なメリットがある<sup>38</sup>。しかし、読書ノートや読書カードを強制的に記録させたとしても、「本読むのは好きやけど、後で読書ノートに書かんならんでイヤヤ」という子どもが多く<sup>39</sup>なるだけで、「かりものの知識や、かりものの判断で紙面を埋めた感想文が多くなって」しまうだろう<sup>39</sup>。つまり、そこで集められる読書記録は「記録のための記録」となり、児童生徒はノート記入が「重荷になって、読書そのものが憂鬱になってくる」か<sup>40</sup>、あるいは「かくれて読んだりするようになる」という弊害が生じるだけ

であって<sup>41</sup>、「かたちをつくらうだけの読書指導は、まったく徒勞で生徒いじめである」<sup>42</sup>。読書記録を集める必要があるとしても、「それらは期間を区切って調べるとか別の方法で調べるとかしたらよい」のであって、「調査のための調査にでもなったら愚かなことに終わってしまう」だろう<sup>43</sup>。極論を言えば、「読んだなら、書け」ではなく、「読んだなら、また読め」が児童の自由読書指導の本道<sup>44</sup>である。そもそも「読書の記録というものは、本来個人の必要や趣味などによって、自発的に行われるべき性質のもの」であって、「学校ではさほどの必要も持たないのに、しかも個人差の大きい多数の児童に、(中略)強制的に行おうと」しても無意味な「まさつが起ころ」だけなのではないか<sup>45</sup>。読書ノートの問題点をまとめると、以上のようになるだろう。

### 2.1.3 読書ノート指導における「不自由さ」の認識とその限界

すでに述べたように、戦後展開される読書指導には、図書館の自由、読書の自由を考へる上で重要な問題があったと考えられる。読書ノート指導は、児童生徒の読書生活を管理するための一つの方法として実践されたものであるが、2.1.2の記述からわかるように、当時の文献においても、読書指導の一環として児童生徒に読書ノートを提出させることに対する問題意識ははっきりと確認できる結果となった。

ただし、ここで注目しなければならないことは、当時の文献の中で指摘されている問題のほとんどが「不自由」さに関するものであるということ、そして、その不自由さは、読書ノートに記された読書記録が、強制的にクラス担任、つまり他人に見られることに関する「不自由さ」を意味するものではないということである。当時認識されていたと思われる読書ノートの問題点とは、簡単にいえば、「読書計画を立てるとか、読書ノートをとらせるとか、外側からの力として読書指導を追求」するだけで、「同時に(児童生徒の読書に対する)内面の燃焼を重視」しなかったということであり<sup>46</sup>、読書記録を安易に第三者に見られてしまうということではなかったのだ。

ここで、読書ノート指導における「図書館の自由」からみた問題点をもう一度確認しておこう。当時の学校図書館文献で展開された読書指導は「生活指導の一分節」として位置づけられ、その仕事は「一司書教諭のしごと」でもなく、「一学級担任のしごと」でもなく、「全職員共同のしごとである」と考えられていた<sup>47</sup>。当時の読書指導とは、読書に関する指導というよりはむしろ読書による指導を目指すものであり、具体的には読書による人格形成や読書を通じた問題解決能力の育成を手段とした生活全面にわたる指導を意味していた。とすれば、当然、読書指導は司書教諭一人が受け持つ仕事ではなく、全教員、特に児童生徒各自の生活指導の責任者であるクラス担任の仕事ということになる<sup>48</sup>。文部省



編集の『小・中学校における学校図書館利用の手びき』には具体的に読書指導における学校図書館員とその他の教員の（クラス担任）役割分担が明記されており、クラス担任の役割としては「学級内の個々の児童・生徒の読書状態をよく観察して、読書能力・読書成就能力・読書環境、読書傾向などを知るように努める」ことが記され、司書教諭の役割としては「児童・生徒の読書環境を観察してその所見を学級担任に連絡し、担任の助言指導がいっそう適切なものになるように協力しなければならない」<sup>49</sup>ことが記されている<sup>50</sup>。

よって、生活指導の一部として実践される読書ノートの指導においても、進歩的な取り組みを行う学校図書館では<sup>51</sup>、児童生徒が書いたノートは図書館員からクラス担任などその他の教員へと回覧されるのが常であり、時には保護者や図書委員にまで回覧され、チェックされることもあった<sup>52</sup>。しかも、当時の学校図書館では、児童生徒の読書生活をガイドンス（生活指導）の手がかりとしてできるだけ厳しく管理しようという動きもあり<sup>53</sup>、学校での児童生徒のあらゆる読書行為が常に教員（クラス担任）や保護者に監視される環境があったことも確認できる<sup>54</sup>。もちろん、読書指導において、読書ノートを通じて子どもの読みの深さや正確さを確認する効果は大きく、読書ノート指導の教育的効果が全面的に否定されるわけではない。しかし、自由読書の余地をほとんど残さずに、児童生徒の学校図書館での読書行為を全面的に管理しようとするのであれば、そうした教員による「検査・検閲」はやはり子どもの自由な読書を阻む原因になる部分は否定できないだろう。にもかかわらず、この時代の多くの文献では、「不自由さ」についての問題意識が単に児童生徒の過度な負担感や拘束感についてのみ語られており、図書館員以外の教員に個人の読書生活の管理されることについての問題は触れられていない<sup>55</sup>。こうした点に、当時の読書記録に対するプライバシー意識の希薄さが象徴的に現れていると言えるのではないか。

この問題に関しては、昭和27年に滑川道夫氏が発表した文献にも言及しておくべきだろう。学校（学校図書館を含む）での読書指導の方法を現職の教員から質問された滑川氏は、読書日記の書き方について細かく説明した後、「日常の日記の中に（読書記録）を書き込んでよいが、青年は、日記を人に見せるのをいやがりますから、読書日記だけを別冊に作らせ、ときどき指導者にも見せるようにさせるのがよいでしょう」と答えている。「日記を他人に見せるのをいやがる」という文章からは、青年期の子どもには大人（教員）には知られたくない心の領域があること、そして、それを大人が無理に知ろうとすることに対しての問題意識を確認できる。しかし、読書の記録については、「別冊に作らせ」ればよいという回答からも分かるように、特に「人に見せるのをいやがる」ような秘密の領域には属するものとは考えられていないように思われる。冒頭にも挙げたが、ここでもまた滑川氏が認識する読書日記（ノート）の問題は、初期の段階で「感想を書くことを強い

すぎ」と、「後で感想を書くのが重荷に感じられて、読書を忌避する気持ちにもなりかねない」というように、その強制感に限定されている<sup>56</sup>。

#### 2.1.4 読書ノートに対する児童生徒の抵抗感と筆者の反応

当時の学校図書館関係者の読書記録に関するプライバシー意識の希薄さは、読書ノートに対する児童生徒の意見を紹介した文献からも読み取ることができる。

たとえば、福岡県立立香椎高校での「読書ノート利用状況調査」（アンケート調査）によると<sup>57</sup>、この学校で読書ノートを利用しない生徒は53%にのぼることが明らかになっているが<sup>58</sup>、この53%の生徒に対してさらに「なぜ読書ノートを利用しないか」と尋ねたところ、「書けと言われるのが嫌だ 6%（16%）」「めんどくさいから 33%（42%）」といった強制感、拘束感に対する負担が回答に挙がる一方で、「先生や他人に見せるのが嫌 11%（4%）」という意見も記されている。このアンケートが選択肢式であったのか、自由記入式であったのかは不明であるし、回答の中には「感想の不出来を教員に叱られるのが嫌」という意見も含まれているのかもしれない。文献からは、「読書内容やその読書を通じて感じたことを他人に知られるのが嫌」ということ、つまり自分がどのような読書をし、読書を通じて何を感じとったのか、ということを経験者に知られたくないという意見が含まれていたかどうかは定かではない。しかし、この文献では読書ノートが利用されない原因を探るなかで、「先生や他人に見せるのが嫌 11%（4%）」という意見はまったく触られておらず、「見せるのが嫌」と考える生徒が1割強存在するという問題に対するはっきりとした解決策は提案されていない。

同様の報告はほかにもある。『学校図書館と情操教育』では、読書ノート記入について、ある小学校の6年生女子の意見を全文掲載して紹介している。関連する箇所のみ抜書きすると、この少女は「読書が大好き」で、「このごろは読書ノートへ記入しきれないほどたくさん読むようになった」から、「早く読書ノートへたくさん記入したい」と思っている。しかし、「読書ノートに記入した本は、私が大きくなってからの思い出になる」ものであり、「私は読書ノートを、誰にも見せたくない」と考えている。なぜなら、この少女は読書ノートの記録を「私の読書の写真帳として、たいせつにとっておきたいと思う」<sup>59</sup>からである。しかし、こうした問題提起があるにもかかわらず、文献の中では「読書ノートに記録することで、いろいろなことを考えるようになる」、「早く読書ノートへたくさん記入したいほどに成長している」と読書ノートの意義を肯定するばかりで、「見せたくない」理由や、この児童が見せたくないと思っている感想を教員が見ようとするることについての問題はなぜか議論されていない。

いずれにせよ、「先生や他人に見せるのが嫌」という子どもの気持ちは、当時の文献の中ではおそらく取るに足りないものとしか考えられてない。各文献の筆者には、読書ノート指導を阻む理由の一つとして、「先生にノートを読まれたくない」「読書内容を知られたくない」という考えが生徒側にあるかもしれないこと、そして、そのことが学校図書館の活動にとって大きな問題であるとする意識はないように思われる。

#### 2.1.5 読書指導における精神的束縛

繰り返せば、昭和20年代に始まる読書ノートを使った指導には、単なる拘束感では終わらない大きな問題が含まれていた。それは教員による過度な干渉や強制的な指導が、学校図書館での秘密の読書（第三者に知られたくない読書）を不可能にし、常に第三者の目を意識しながら行わなければならない不自由な読書生活を児童生徒に強いる可能性があるということである。今回調査を行った文献の中では、こうした問題意識を明確に持つ意見は確認できなかったのであるが、当時の読書指導全般について論じた文献の中に唯一、それに近い問題意識をもつものを発見することができた。最後に紹介してみよう。

昭和30年に発表された「中学校における読書指導の計画」において、筆者の青柳幸一氏は、学校図書館において「生徒が自由に読書できる時間はきわめて少なく、教師が読書時間を与えても、その時間の可能範囲は限定され、また指導下にあるという精神的な束縛がある」と指摘する。青柳氏によると、「読書は元来自由なものであり」、以上のような図書館利用に対する制限があるところでは「読書の習慣化、(よりよい)余暇利用の指導は不可能である」という<sup>60</sup>。つまり、読書とは本来個人的なもの（プライベートなもの）であり、生徒が自由に読書を楽しむ上では、教員の「指導」というものがそれを阻害する要因になることが指摘されているのである。この論文では、学校図書館での読書を不自由にする原因が、単に読書ノートの強制による拘束感、負担感というよりも、教員の指導による「精神的な束縛」にあることが指摘されており、読書指導における教員の管理・監視システムに対する問題意識が若干ではあるがうかがえる内容となっている。さらに言えば、こうしたプライバシー問題に対する解決策として筆者が提案するものは、「図書館の館外貸出」の「連日実施」である。ここでは、精神的束縛をもたらす読書指導そのものを廃止するという提案ではないが、図書館の外での読書を積極的に認めており、教員による「指導」という名の圧力のないところで自由な読書ができるようにするという配慮がみられる。

昭和20年代から昭和30年代の他の読書指導報告によると、読書ノートだけでなく館外貸出記録（貸出カードなど）までも読書指導、生活指導資料として活用するケースも少なかった（2.3参照）。こうした指導が行われる学校では、館内館外を問わず、児童生徒は

その読書の記録を常にクラス担任（生活指導担当者）に見られている。しかし、この文献では、学校図書館から読書指導を担当する教員へと指導資料として提供されるものは「ホームルーム<sup>61</sup>における生徒個々の図書館利用読書量・読書傾向を統計化した」「月刊読書診断表」のみであり、「館外貸出」についての個人ごとの統計は生活指導のための資料とはなっていない<sup>62</sup>。つまり、学校での読書は教員の監視下にあるが、自由な読書は館外貸出にその余地を残す、という方法が採られていると考えられるのである。読書ノートの提出、貸出記録のチェックなど生活指導を目的として児童生徒の読書生活を細部にわたって管理しようとしていた当時の他の学校図書館と比較して、ここではかなり進歩的なシステムが確立されていたと言えるのではないだろうか。文献の中ではっきりと読書記録のプライバシー保護が問題提起されているわけではないが、対策の結果、この学校では「生徒の読書欲がきわめて旺盛になってきたことが認められる」という。

以上のように、当時の文献の中にも、読書を個人的な行為であるとらえ、過度な指導が精神的な束縛につながり、そのことが読書の自由を侵害する可能性があるという意識は一部ではあるが確認することができる。しかし、これら一部の問題提起はその他の大多数の読書指導論には注目されず、その後、少なくとも昭和30年代後半までは大きなテーマとして議論された形跡は確認できない。昭和30年代までの文献の中にも確かにプライバシー意識の萌芽はみられるのだが、あくまでこれらの意見はごく一部の少数派の声にとどまっていたと言えよう。

## 2.2 読書ノートの学内・地域内での活用にもみるプライバシー意識

児童生徒の個人の読書に対するプライバシー意識は、読書ノートなどの形で集めた読書に関する記録の活用例を記した文章からも読みとることができる。上述のように、読書ノートの作成は、昭和20年代後半から、生活指導の一部として実践される読書指導において重要な指導法であったが、当時の読書指導は生活指導に密接に結びつくことから、その担当はクラス担任がとめることが多かった。このことが、学校図書館での読書記録を、図書館内での個別の読書指導という形ではなく、教室や地域全体で広く活用しようという動きにつながっていくのである<sup>63</sup>。

### 2.2.1 読書ノートの表彰・展示

まず読書ノートの活用例をいくつか紹介してみよう。神奈川県津久井郡相模丘中学校では、読書指導の際に、「本校では、読書カードを作製して、必ず記録させている」として、学校内での読書生活の徹底把握を行い、さらに、「この手帳はH・R担当によって克明に

閲覧されて、優秀のものを展示したり、また司書によって指導されたり、年2回表彰をおこなったりして読書や記述の習慣の養成に努めている」という。また、この学校では、「年4回刊行の文集の中、読書指導を目的とした特集号を発行して、生徒の読后感想文、評論や随筆、名作の解説や紹介、読書経験などを発表」し、「この文集は全生徒に配布され、国語の副読本として用いられ、テスト問題などがこの中から出題されたりする」ことが報告されている<sup>64</sup>。

同様の試みは松山市立新玉小学校でも行われており、「読書ノート、閲覧カード等の優秀なものを各学級より集めて審査し、入賞者を表彰する」<sup>64</sup>とある。東京都の芳林小学校では、「仲間の読書歴を知り合ったり、読書量を比較したり相互の啓発をはかる」ことができるとして読書ノートの「全員展示」が奨励され、「1冊に製本して、常に手をとって見られるようにしておく」べきだと述べられている<sup>66</sup>。愛知県の名城小学校でも、「読書ノートを綿密につけている児童生徒を賞揚する機会」を設け、「読書ノート展示会」を読書週間前後に実施することが提案されている<sup>67</sup>。

神奈川県津久井郡相模丘中学校でも読后感の表彰や文集への掲載は盛んに行われており、それらは、「生徒には親しみの深いものであり、ここに発表されることを名誉と考えているほどなので、読書指導には有効に用いられている」<sup>68</sup>と記されている。また、中央区立日本橋城東小学校では、「ある子どもの感想を図書館だよりに載せたり、校内放送の時間に紹介したり、学級で教師がみんなに読み聞かせて推賞したり、読書コンクールの材料」にするといった活用法も紹介されている。筆者によるとこうした読書ノートの公表は「他の児童にとって大きい示唆になっている」という<sup>69</sup>。福島県板野郡松茂中学校でも、読書ノートの展示の効果は大きいと考えられており、「よいノートのサンプルがみられるし、生徒は自分とよく似た不備な点が比較訂正できる」として、「非常に生徒にとって人気」と報告している<sup>70</sup>。

これらの文章から当時の読書記録に対するプライバシー意識を探ると、まず、「表彰」や「名誉」「推賞」という言葉からは、読書という行為が胸を張るべき行為であると考えられていることがわかる。その反面、こうした発想からは、学校図書館における読書行為の中には、(すべてではないが) 教員や友人たちに知られたくない恥ずかしい内容や「秘密」が含まれる(可能性がある)という発想はほとんどうかがえない。

また、読書ノートによる読書記録の公表という事態を児童生徒が好意的に迎えているとする記述からも当時の読書記録に対するイメージを知ることができるだろう。個人情報保護の原則の一つとして、情報の公表については本人の了解を得なければならないという考えがあるが、読書記録に対して公表してはならない秘密を含むという意識があったならば、

当然、そうした記述がなされていたはずである。当時の文献を調査すると、読書ノートの公表の方法は多くの文献に詳細に記されているが、公表に際して児童生徒に了解を取らなければならない、という意見を記す文献はほとんど確認することができなかった。一部、北海道亀田郡亀田中学校の読書クラブに関する報告の中に、生徒が作成した感想文を、図書館内の掲示板に公表したり、地区の図書館研究サークルの文集に発表する際には、「書いた生徒の了解を得て発表する」ことが明記されているが、続く文章では、「希望者が少ないのでこまる」と記されており<sup>71</sup>、「了解を得て発表する」という配慮の中に読書の内容が知られることに対する配慮があったのかどうかははっきりしない内容になっている。さらに言えば、生徒が感想を掲示しながらないという問題に対して単に「こまる」としかとらえていない文章からは、依然として読書は名誉な行為であり、感想文の掲示もまたよいこと、という意識が強く感じられる。「了解を取る」という配慮はあるが、感想文の掲示によって読書記録が知られること自体についての問題意識があるとは考えにくいとも言えるだろう。

## 2.2.2 読書ノートの紹介

低学年児童への指導では、クラス担任が読書ノートを返却する際に、「読書傾向のよい者を学級児童に紹介」<sup>72</sup>するという指導法も報告されている。たとえば、クラス担任が提出された読書ノートを見ながら、「君は、もう5冊も読んでいます。ずいぶんがんばっていますね」と声をかけ、次に「その中に世界名作読本や、アリババのがありますが、これはとてもいい本です」と読んだ本を紹介し、「こういういい本を読む人はえらいなあ」と誉め、「君、アリババってどんなお話でしたか」と感想を求めるといった指導法が紹介されている。この他にも、学内放送を使って「児童生徒の読書ノートの中から適当なものを発表」したり<sup>73</sup>、新しく図書館に入った本の紹介を行う際に、その本をすでに読んでいる「児童生徒の感想文があったら教員が読んで」やることを提案する文献もある<sup>74</sup>。

読書ノート（読書記録を含む）を公表する前には書いた本人の了解をとる必要があることはすでに述べた。しかし、これらの文献にはそうした記述は確認できず、「本の梗概、感想などの発表は、（中略）友達の学習作業の成果を聞くのであるから、興味をとまなつて読書生活の向上がはかられよう」というように、その教育的な配慮は発表する書いた本人には向かわず、感想を知る側のメリットばかりが強調されている傾向も確認できる。

もちろん、以上のような議論に対しては、クラスや学内放送など読書記録を本人以外の第三者に知らせる形で読書指導を行う場合には、「仮に了解を取っていないとしても、教育のプロである教員側にはすでに児童生徒にとって内緒にしたいこと、伏せておかなければならないことくらいはわかっている」という反論もあるかもしれない。確かに、教育現

場では、児童生徒との間にそうした暗黙の了解が成り立つほどの相互信頼関係が築かれることもあるだろう。しかし、図書館の読書記録がその利用者にとって秘密にあたるかどうかは、そもそも本人が決めるものであって、たとえどのような親密な関係にある人物であっても他人が判断できる領域にはないと筆者は考える。しかも、個人の興味関心や思想が反映される記録であるから、児童生徒本人が秘密ではないと考えていても、そこには重大な利用価値を持つ個人情報が入っていることもある。近年では学校が抱える児童生徒の個人情報本人だけでなく、保護者の了解の上で公表しなければならないという考えもある。そうした情報の公表の可否を第三者が判断し、自由に取り扱ってよいと考えるのは、管理する側の理屈であって、人権に配慮した教育のあり方とは言い難いのではないだろうか。いずれにせよ、読書ノートの取り扱いについて論じた文献の中にも、当時の学校図書館関係者の意識には、読書記録が個人のプライバシーであるという考えはほとんど読みとれない結果となった。

## 2.3 ブックカード議論にみるプライバシー意識

学校図書館設立期にあたる昭和20年代から昭和30年代の文献には、読書をテーマとした記事のほかにも、学校図書館の活動全体を報告した記事が多く寄稿されている。それらの文献の中にも当時の学校図書館関係者のプライバシー意識を知る手がかりを得ることができた。その一つが、ブックカードの記入をめぐる議論である。

### 2.3.1 ブックカード氏名記入必要論

昭和30年代にはいると、貸出用のブックカードの記入方法の能率化をテーマとした論文がいくつか発表されている。その一つに、ブックカードへの氏名記入の手間をなくすために、個人ごとに割り振られた識別用の番号を記入する方式にしようという提案があるのだが、こうした省力化の提案を批判する細井龍夫氏の論文の中に次のような興味深い意見があった。

「筆者は氏名をやめて固有番号だけにしようとは思わない。なるほど事務的には大変便利になる。能率が上がるだろう。しかし、館内の生徒を見ていると「あの子が読んでいるから私も読もう」という「あやかり」読書をしている者が決して少なくない。もしこれが数字だけだったら、まことに味気ないだろう。「あやかり」読書をしている子等は路頭に迷うであろう。それでは何のために読書リーダーを養成しているのかわからなくなる。そう思うだけでゾットする」<sup>76</sup>

同様の指摘は、佐野友彦氏の論文「学校図書館奉仕あれコレ」の中にも記されている。

佐野氏は、氏名記入のブックカードを「極めて能率が悪い」と批判し、ブックカードへの番号制の導入と貸出期間表の氏名記入の廃止を提案するのだが<sup>77</sup>、一方でこうした制度の変更には、図書館サービス上、不都合な部分があるとも指摘している。第一に、「お互いに読んだ方の感想」を「話し合う」ということを習慣にしている生徒にとってはブックカードや期間表に名前があればすぐに誰が読んだかを確認できたが、先着の読者を特定できなくなると先着読者との感想の話し合いができなくなり、学校図書館における「読者間のむすびつけ」が消失してしまうおそれがある。また、以前は図書館の本を「片っ端から読んで」いる「図書館ファン」の生徒の存在がブックカードや期間表に氏名として記録され、そうした記録の存在が「読書欲を他の生徒に煽ってくれている」という効果があったが、貸出手続きの効率化によってそれも期待できなくなってしまう<sup>78</sup>。

以上のように、ブックカードの氏名記入は児童生徒にいらぬ手間をかけるものであり、効率的ではないとする意見に対して、細井氏は「味気ない」、「あやかり読書」の否定であるとその問題点を厳しく批判し、佐野氏は「読者のむすびつけがなくなりそう」と心配する<sup>79</sup>。確かに、ニューアーク式の貸出方式では、以前同じ本を借りた利用者の記録がブックカードに残される仕組みになっている。このため、筆者らが指摘するようにカードへの氏名記入が後の利用者への読書案内の役割を果たしていた側面は否定できないだろう。「ブックカードに自分の名前がいつまでも残ることが子どもたちに本を借り出す意欲を増幅させたり、カードに残っている知人（先輩・友人など）の名前を見ることでその本を利用したり、私も負けずにしっかり読まなくっちゃ」と、利用者が思うこともあるのである<sup>80</sup>。

しかし、そうしたメリットは確かにあるとしても、「少なくともある種の資料については、自分の名前を書くこと」で抵抗を感じ、「ある種の資料を図書館から借り出せなかった」という経験がある利用者も少なからず存在するはずである。とすれば、「基本的には、読書は他人にのぞかれない心の秘密であるということを中心に大事に考える配慮が図書館には必要」であり、「それによってはじめて利用者は心を開いてほんとうに自分が読みたいものを図書館に求める」ようになるということをするすべての図書館員は理解しなければならないのである<sup>81</sup>。

ブックカードによる読書記録の漏洩問題については、貸出記録のプライバシー保護を考える上で重要な問題であるとして、公共図書館ではすでに昭和30年代半ばからニューアーク式からブラウン式等への移行が提案されている。上に紹介した文献の筆者は、ブックカードへの氏名記入の意義を効率化という側面からしかとらえられず、一方で、その問題点を「味気ない」、「あやかり読書」の否定、「読者のむすびつけ」をなくす、ととらえることしかできなかった。読書記録はプライバシーであるという発想は、ここでもまったくみられ





ただし、ブックカードに氏名に代わって記入される個人識別番号の決定方法についてこの2つの文献の説明を読むと、読書記録に関するプライバシー保護の必要性が筆者にどこまで強く意識されていたかどうか疑問に思える部分も現れる。

たとえば、北島氏の論文では「3年2組の出席番号15番の生徒は「3215」とするの同一方法」と記述されている<sup>86</sup>。また、全国学校図書館協議会による『閲覧と貸出し』の中でも同様に、クラス番号と出席番号を合わせた番号の記入が提案されている<sup>87</sup>。いずれの提案でも、ブックカードに記載された情報から、その本を借り出した個人を特定できる余地を十分に残してしまっている。つまり、文献の中では「読書内容を他人に知られる」という問題への解決策ははっきりと述べられていないのである。読書記録が他人に知られるという問題はここでもやはり、「読書の自由」、または「知る自由」という問題に結びつけられることなく、それほど重大にはとらえられていないようにも思われる。

とはいえ、昭和30年代前半の文献において、学校図書館内での読書においてもまた人に知られたくない「秘密」の行為が含まれる、という意識がみられたことは事実である。すでに述べたように、今回の調査では「読書」をテーマとする文献を中心に調査を進めたため、貸出用のブックカード議論については網羅的には調査は行っていない。戦後の学校図書館関係者のプライバシー意識の成立を知るためには、今後、ブックカードの技術論にも注目して調査を進める必要があるだろう。

## 2.4 保護者との連携・協力にみるプライバシー意識

読書記録は本来、その持ち主である児童生徒の了解なしに第三者に開示してはならない。このことは『図書館の自由に関する宣言』や『図書館員の倫理綱領』にも明記された図書館員の最も重要な任務である。『『図書館員の倫理綱領』解説』によると、「読書事実」や「読書傾向」は、「利用者の秘密（プライバシー）」に属するものであるから、「たとえ保護者・家族であっても知らせ（中略）ることは許されない」と明記されている<sup>88</sup>。

学校図書館の活動において「第三者」の概念がどこまでを指すか（図書館員以外の教員を含むか／図書委員会を含むか）、という問題についての議論は必要であるが、ひとまず図書館学の立場から「本人以外」と考えると、昭和20年代から昭和30年代の学校図書館文献の中に、児童生徒の読書記録が第三者に開示される状況をいくつか発見することができた。その一つが、児童生徒の読書記録をその保護者へと開示するケースである。

たとえば、東京都成蹊小学校では、学期末に配布される成績簿に児童の読書内容を伝える「本の利用」欄が作られており、児童生徒の読書に関するさまざまな記録が保護者に伝えられる仕組みになっている<sup>89</sup>。埼玉県賀美小学校では、読書指導のために集めた記

録について、「教師が単に教育上の資料にするだけでなく、家庭に対しても通知して効果的にしたい」という考えから、「児童の生活全体を見通しての連絡帳」の中に、「大きく読書の評価の項」を作り、児童生徒個人の図書館等での読書傾向を家庭へと通知している(図2参照)<sup>90</sup>。また、学級文庫に関する記述ではあるが、東京都台東区立精華小学校の報告では、児童各人ごとに「児童の読んだ本の数を分類別に書き込んでいく表」を作成し、学級内の掲示板等に掲げることによって、児童の読書傾向を「父兄会的话题」にすることができるという意見も確認できる<sup>91</sup>。千代田区立芳林小学校では、保護者を招いて開催される「読書発表会」の企画の一つとして、「各教室に読書ノート全員展示」が行われている<sup>92</sup>。このほかにも、(児童生徒個別の情報が伝えられていたかははっきりしないが)読書指導の効果を高めるためには、家庭と教員との連絡が必要であるという考えは多くの文献にもみることができる<sup>93</sup>。読書記録は児童生徒のプライバシーであるという意識があり、読書の自由を実現する上でその保護が(保護者に対しても)不可欠のものであるという意識があれば、こうした読書記録の取り扱いはなされないのではないか。

読 書 指 導 評 価		要 見
1	読書量	本をたくさん読んでいます。
2	読書傾向	社会、理科、歴史、文学、絵本、マンガ等学級に応じて読んでいます。
3	読書能力	本を読む力…… 本がわかる。本が面白がる。
4	図書館選別力	自分に適する本を選別する力がある。
5	図書の鑑賞批評力	読書ノート・カードによくかけている 本の内容を考えようとする力がある。
6	図書愛護	図書の扱いを丁寧に行っている。
7	辞書、百科事典、索引 資料の活用	社会、理科、国語が時によく利用する。 ノートがとれる。
8	読書の読書	正面的に読んでいる。
9	読書衛生	読書前に手を洗う。目と本のきりば まを拭く。……など行っている。
10	図書資料の活用能力	分類がわかる。目録が利用がわかる。
11	図書館規則の尊重	かりた本はきちんと返す日がある。 静かに読む。

(○はよい ×はほどよい □はわからない)

図2 通知表の読書評価欄

学校図書館における読書指導にとって、家庭との連絡が重要であるとする記述は各学校図書館の活動報告のほかにも、読書指導に関する論文や学校図書館活動全般の手引書の中

にも数多く登場している。いくつか紹介すると、図書館教育研究会が編纂する『小学生の読書指導』の中では、「読書指導の計画」の項目として、「家庭への連絡」が挙げられ、「児童の読書傾向や、指導事例について家庭に協力してもらう点を連絡し」、「学校における読書指導の概要について理解してもらうようにする」ことが提案されている。特に、読書治療を要する児童への読書指導においては「家庭の協力を得る」ことが特に重要であると考えられ、「学校で教師が骨を折っていても、家庭でそれをぶちこわしてしまっているという場合が少なくない」として、「よく連絡をとって、統一した指導をすることが、とくに大切である」とも記されている<sup>94</sup>。当時の学校図書館運動の中心的人物であった阪本一郎氏も、読書指導においては「学校と家庭の指導状況を報告しあい、互いに評価」する必要があると述べ、「学校から家庭に送る情報」として「学校での子どもの読書状況」や「学校で実施した検査や調査の結果」「子どもの読書感想文例」等を挙げている<sup>95</sup>。北島武彦氏も読書指導には家庭との協力が必要であると述べ、「随時、父母たちを学校にまねき、児童生徒の読書生活の状態について話し合」うとし、「児童生徒の読書生活、読書実態を明らかにした印刷物を作成し、配布する」ことも提案している<sup>96</sup>。さらに、滑川道夫氏は、「家庭における読書生活の実態も、読書指導計画を立てる上の重要な要件」となることをクラス担任は十分に理解していなければならないと語り、読書指導において、児童生徒の読書記録は学校から家庭への情報提供だけでなく、家庭から学校への情報提供も必要性であると述べている<sup>97</sup>。文部省の『小・中学校における学校図書館利用の手びき』にも、「児童生徒の読書活動は、特に自由読書の面で学校よりも家庭や社会において行われる部面も多く、「したがって学校以外での読書の健全化に努力が払われなければならない」として、「学校が中心となって家庭、社会三者の連絡と連携を密にして、児童生徒のための好ましい読書環境を形作る必要がある」と提案している<sup>98</sup>。低学年児童向けに読書記録のつけかたを紹介した文献の中には、読書記録を書いたあとは、必ず「先生やお家の人に見ていただくようにしましょう」と、読者である児童に対して呼びかけているものもある<sup>99</sup>。また、こうした考えは早い時期から学校図書館文献の中に記されており、昭和23年に文部省より発表された『PTA読本』の中でもすでに「子どもたちの読書生活の指導については特に」「学校と家庭の連絡が教育上必要」であるとされ、「生徒児童の読書生活の実態についての調査結果や具体問題をもちよって、父母と教師で研究をし、学校・家庭を一貫する指導の計画を立て」、「学校図書館が世話役となって」「これを実行する」ことが「学校図書館の使命」であると提案されている<sup>100</sup>。

もちろん、児童生徒の読書記録を保護者へと開示することは、児童生徒と保護者の関係性から考えて、実質的にはいじめや人権侵害の原因になることはほとんどないだろう。し

しかし、子どもにもプライバシーはあり、彼等はその秘密を不用意におかされない権利を持っている。保護者であるからと言って安易に学校図書館内の読書記録を伝えて良いわけではない。しかも、高学年になればなるほど、親には（親だからこそ）知られたくない「秘密」を抱えることも増えるだろう。保護者に対して、学校図書館が読書記録を逐一報告するならば、子どもは学校図書館において自由な読書を楽しむことは難しくなる。上記の事例において、保護者に開示される成績簿の読書歴や読書ノートの中に学校図書館における読書事実を示す情報がどこまで記載されているかは不明であるが、仮に利用した図書のタイトルが掲載されていたとすれば、学校図書館によるサービスのあり方としては大いに問題であり、学校図書館の読書記録に関するプライバシー意識はここでもはっきりとは確認することができないということになるだろう<sup>101</sup>。

## 2.5 読書グラフ・読書星取表にみるプライバシー意識

児童生徒の読書欲を高める指導方法として、当時盛んに使用されたものの一つに「読書グラフ」「読書星取表」がある。学校図書館や教室の掲示板などに、クラス単位、あるいは個人単位での読書量を記すグラフをつくり、1冊読むごとにシールなどでグラフを高くしていく、というゲーム的な要素を取り入れた読書指導の一種であり、当時の文献によると、昭和20年代後半からすでに多くの学校で取り入れられていたことが分かる。学校図書館員が直接には関係せず、クラス単位で実施するケースもあるが、学校図書館や学級文庫を経由して借り出した本の冊数を記録するところも多い。こうした読書グラフの取り扱いは方の中にも当時の学校図書館関係者のプライバシー意識の一端を知ることができる。

### 2.5.1 読書グラフによる読書記録の公表

読書グラフは一般的に児童生徒個人の読書量を伝えるものである。図書館を利用しているという事実がいじめの原因になることがあるため、厳密には読書量についても不用意に（本人の意に反して）公表するべきではない。しかし、当時の読書グラフでは、読書量だけでなく、読書記録の中で最も秘密性の高い読書の内容まで伝えるケースがあった。たとえば、（学級文庫に関する報告ではあるが）、東京都成蹊小学校では、次のような読書グラフ指導の内容が報告されている<sup>102</sup>。

「十一月の末、私は教室のうしろを利用して、模造紙の厚手のものに、ひとりひとりの名前を書いて、十一月すほどの欄を作り、そこに上のようなはんこを作って（図2）、「今度から、本を読んできて、先生におはなししてくれた人には、一つづつ、この本のはんこを押してあげよう。だれがいちばん先に上までいくな。」といいました。子どもた

ちは、それから、毎日、何人かずつ、私に話をしてくれるようになりまして。本をみるのは、朝の始業前と、授業が終わってからのしばらくの時間です」

右の図のように、読書グラフに押印されるはんこは図書の形をしており、1冊読み終わるごとに「はんこを押して、その中に、読んだ本の名を書いて」やるしくみになっている。読んだ本のタイトルが記されることから、ここで使用されている読書グラフが、児童の読書傾向や読書事実を第三者に伝えることは明らかである。読書記録がプライバシーであるという意識があればやはりこうしたグラフは作成されないだろう。

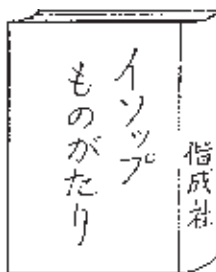


図3 読書グラフの  
はんこ

では、こうした読書グラフによる指導方法に対して、筆者は何一つ問題意識を持たなかったのか。文献によると、読書の結果が学友などに知られることに対する問題点として次のような記述がある。

「ところが、困ったことが出ました。(中略)一つも本を読もうとしないものが、5、6人いるのです。その子どもは、読もうとはしないのですが、うしろの表をみると、やっぱり悲しいらしい顔をしてくれません。さすがに、コンプレックスを感じるのでしょうか」

以上のように、筆者は、個人の読書結果を学友に知られることについては、その児童の心を傷つけるおそれがあると認識している<sup>103</sup>。ここには確かに筆者の児童に対する温かい配慮が見られる。しかし、筆者による児童への配慮は、単に読書量に関して「コンプレックス」を持たせないことに終始しているにすぎない。つまり、読書の量に関する恥ずかしさへの配慮は見られるが、個人の読書内容が第三者に知られてしまうことへの配慮は見られないのである。よって、この文献では、次のような解決策が提案されるにすぎない。

「そこで私は思いきって、はんこを全員、一番上まで押ししてしまいました。そうすれば、少なくとも差がそう目立つまいと思ったからです。そうして本の名を書き入れるだけになりました。これと同じように、これらの子どもたちには、積極的に“本を読もうね”と呼びかけました。毎日見る日記のうしろに、「これできみが本を持ってきて、話してくれたら、ボクはどんなに嬉しいだろう」というように何回も書きました」。

以上のような方法で読書グラフを改良した結果どうなったのか。筆者によると、「それで、2、3冊は読んでくれましたが、やっぱり伸びませんでした」とある。読書量が伸びなかった理由の一つには、読書量以外の問題への配慮が欠けていたから、というのは考えすぎだろうか。上に挙げた事例のほかにもいくつかの文献において、読書指導の一つとして、書名を記載した読書グラフを作成する方法が紹介されている<sup>104</sup>。

## 2.5.2 読書星取表による読書傾向の公表

読書グラフと同様の試みとして「星取表」がある。星取表とは、図4のようなグラフ（「読書記録一覧表」）を掲示し、「読書意欲を高揚する積極的」かつ「教育的」な読書指導の方法の一つである。星取表の中にも読書グラフと同様に個人の読書内容を伝える種類がいくつか使用されている。

右の図は岡崎市内立愛宕小学校で昭和30年代半ばに実際に使用されていた星取表である。単に読書量が記載されるだけであるから、読書内容を伝えるものではない

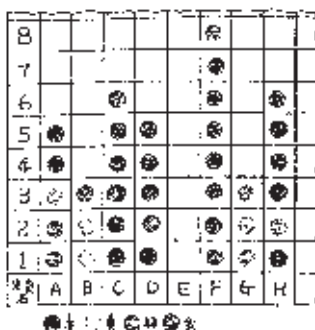


図4 読書星取表

ようにみえるが、この星取表の方法を説明した文章によると、一覧表に貼り付けられる「シールは1冊の家庭への貸出しをもって一枚が貼付される」ようになっており、「シールの色分けが本の内容を示すと同時に点数制になっている」という。つまり、「見る本（絵本・漫画）」を借りた場合は黄色のシールが貼付されて、1点をもらう。同様に、「読む本（小説・物語）」を借りたら赤色のシールが貼付され3点、「調べる本（理科・社会かなど）」を借りたら緑色のシールが貼付され5点、「推薦図書感想文を書いて」提出すれば金色のシールが貼付され10点をもらうという方式である。「この方法は、本校の読書指導の一方法として三年生以上にはじめて試みたのであるが、非常な好成績をおさめており、大変喜ばれて」おり、「学級担任にとって、子どもの読書生活の実態が一目でわかり、（中略）誰がどんな本をどれ位読んでいるか、誰が本を読まないかという読書興味の有無と読書問題児の発見に役立つ」と記されている<sup>105</sup>。当時のいくつかの文献を調べると、読書グラフ（星取表）に本の量だけでなく大まかな内容を示す情報を何らかの形で追加するべきであるという考えはこの他にもいくつか確認できる<sup>106</sup>。

また、学校図書館とは直接的には無関係の読書指導活動の報告ではあるが、千葉県香取郡栗源小学校では、低学年向けの読書指導の一つとして、教室内の環境整備を挙げている。筆者によると、「(4) 教室環境の整備」として、「子どもが本を読んでみたくなるような図書案内」の掲示の他に、「自分の読書の後を振り返り、反省の資料になるようなもの」と「友達の読書生活を知り、それにはげまされるようなもの」の環境整備が提案されている。文献の中には、これらの「もの」が「読書グラフ」であるとはっきり記されているわけではないが、「図書案内」と同列に扱われた提案であることから、教室内でクラスメイト全員に、「読書生活」に関する情報が何らかの形で共有され、さらにその中には、児童がどのような読書をしているのか、という情報、つまりタイトルや感想などを含む読書記

録が含まれている可能性は高いと考えられるのではないかと。筆者は、「これらのことは、間接的ではあるが、読書の意欲を高める上に、きわめて効果的であると思う」<sup>107</sup>と記している。

以上のように、当時の星取表を使った読書指導では、児童が利用した本のタイトルまでは掲載しない場合でも、シールの色等によって読んだ本の内容が第三者にある程度伝わるようになっているものが少なくなかった。読書指導論の中心的人物の一人であった阪本一郎氏もまた『読書指導の手引』の中で星取表による読書傾向の把握を推奨しており<sup>108</sup>、読書指導の一つの手段である、読書星取表というものが、単に個人の読書量を記載するだけでなく、読書内容までも示さなければならない、という考えは当時においては一般的であったとも考えることができる。さらにいえば、東京都台東区立精華小学校の報告によると、読書星取表というものは、教員にとって児童生徒各自の読書傾向を明らかにするものであると同時に、子ども自身にとっても「自己の読書の反省」や「級友との比較」ができるという利点もあると考えられている<sup>109</sup>。ここでも、やはり指導者の側に読書行為の中に秘密が含まれるという発想は希薄であり、読書生活の充実という教育的な課題が最優先されていることが分かる。

## 2.6 延滞本の督促にみるプライバシー意識

延滞本の督促の方法を記した文献の中にも、当時の学校図書館関係者のプライバシー意識の有無を確認することができる。延滞者であるとはいえ、図書館の利用者であることにはかわりはない。延滞者への督促やペナルティの必要性についてはさまざまな議論があるが、図書館の自由、読書の自由を侵害することなく延滞者に督促を行うことは可能であるし、ペナルティを課すことも不可能ではない。とすれば、本来、図書館による督促やそれに伴うペナルティは、少なくとも、延滞したという事実やどのような本を延滞したか、という情報（読書事実と読書記録）が第三者に伝わらない形で行うべきであろう<sup>110</sup>。これに加えて、学校図書館の場合は、延滞者への督促という行為もまた教育活動の一つであり、担当者は、児童生徒が利用マナーを守らないことだけを責め立てたり、図書管理上の問題ばかりを心配したりするのではなく、「本人のために」という視点に立ちながら、児童生徒の人格を傷つけることなく、また不必要に悪者扱いすることなく督促を行わなければならないという考えもある<sup>111</sup>。

### 2.6.1 延滞事実の公表

当時の文献から督促にみるプライバシー侵害の事例を探すと、まず、督促したという事



実そのものについては、多くの文献において、本人以外（クラスメイトやクラス担任）に伝えてもかまわない（仕方ない）、という発想がみられる。たとえば、全国学校図書館協議会が昭和38年に編集した『図書委員ハンドブック』によると、「延滞図書をいつまでもほうっておくと、紛失する原因」になるとして、「学内放送で学年・組をいう」「学校の掲示板に名前を掲示する」「担当の先生に連絡していってもらう」「図書委員が朝のホームルームのときにいう」などの方法が紹介されている<sup>112</sup>。阪本一郎氏が代表をつとめる『学校図書館図説』でも、個人の延滞が「度重なる場合は（中略）学級担任の教師と連絡」、「悪質な場合には、その氏名を校内に掲示することなどもよい」と記されている<sup>113</sup>。宮城清氏の論文でも延滞した生徒については、「組担任を通じて名前を（中略）しらせ」とある<sup>114</sup>。L・F・ファーゴ氏の『学校の図書館』（阪本一郎ほか翻訳）の中でも、延滞者については「よく目立つ所に違反者名簿をかかげて知らせてもよい」と記されている<sup>115</sup>。『第6回東海地区学校図書館研究大会集録』にも、津高校の報告として、延滞本の督促については「H・R・Tより遅れている氏名を言ってもらう」とある<sup>116</sup>。

とはいえ、延滞事実の公表については全く問題意識がなかったわけではない。保護者や教員への連絡については、まず本人に数回督促し、それでも返却がない場合に行う、という条件をつける学校も多く<sup>117</sup>、督促事実の公表に対する問題意識は当時もあったと考えてよいだろう。たとえば、上に挙げた『図書委員ハンドブック』の中でも「たった1日忘れたばかりに、学校中に名前を知らされるのも、その人にとってはつらいことです」という問題があわせて紹介されており、1度目の督促については、督促状を本人に直接「お願いします」と言って、そっと渡してはどうでしょう」と提案されている<sup>118</sup>。また、図書館教育研究会が昭和26年に出版した『学校図書館概論』の中でも「督促は、冷酷であってはならず、期限が過ぎたからといって、ただちにその氏名を掲示するというようなことは適当ではない」と考えられ、まずは「個人あてに督促をし、2回、もしくは3回の督促にも応じない場合は、係員がその担任教官もしくは保護者（保証人）に連絡する」と記されている<sup>119</sup>。また、全国学校図書館協議会が出版する『図書の配架と運用』の中でも、延滞者への督促方法について、「ひょっと忘れたが最後、学校中に放送され、掲示されるのは、いかにも残酷であり、「田んぼに吊るされた鳥」のような気がする（中略）、1度目の督促は本人に直接催促」、「2度目は学級担任を通じて渡してもらうなど」の方法をとるべきであるとして、「児童生徒のプライバシーを重んじてやりたい」と述べられている<sup>120</sup>。このように当時の文献の中にも「プライバシー」という言葉が使われているものもあり、延滞事実そのものを秘密にしなければならない、という意識ははっきりと確認できるだろう。ただし、ここでの問題意識は「延滞」という不名誉な事実を公表することに

よる児童生徒の不名誉に関するものであり、延滞事実の不用意な公表が「読書の自由」を阻害し、児童生徒の知る権利を侵害するという視点からはっきりと語られているわけではない。

## 2.6.2 書名の公表

一方、延滞者への連絡において、書名の公表があったかどうかについて調査すると、延滞督促の際に延滞した事実だけでなく書名まで公表するべきであると明記する文献は少ない。上に紹介したように、延滞者に対しては、ほとんどの文献において、(教育的に配慮しながら)「氏名を掲示する」「氏名をクラス担任に連絡する」といった対応がみられるだけである。ただし、こうした対応の背景に、書名の公表について何らかの問題意識があるかとういと、決してそういうわけではないようにも筆者は考えている。その理由をいくつか紹介してみよう。

第一の理由として、延滞督促の方法を紹介する文章の中に、延滞事実のみ公表し、書名を公表しないことについての特別な理由が一切記されていないということがある。そこには単に延滞したことをクラス担任等に伝え、督促を行うと書かれているだけで、書名を伏せて伝えることの意味は明記されておらず、特別な問題意識というものが存在しないのではないかと、とも思えるのである。たとえば埼玉県騎西小学校では、児童への督促の際には延滞事実を周囲に知られないように連絡するとされる一方で、保護者への貸出本が延滞した場合には、学内掲示による督促が難しいことから、本人宛に督促状を送ることになるのだが、第三者の目に触れる可能性が高い督促状に延滞した本のタイトルを記載する欄を設けており、児童生徒が延滞した場合には学内掲示で延滞した事実のみを公表するという対応と一貫していないようにも思われる<sup>121</sup>。

対応が一貫しないという問題については、同じ編者の文献であるにもかかわらず、一方では延滞事実のみ伝えるという対応を述べ、一方では書名もあわせて伝えるという対応を述べるという文献があることも不可解である。たとえば、『閲覧と貸出し』という文献の中では、延滞本の一般的な督促方法として「図書館告知板に、氏名・書名を書く」ことを第一に挙げ、「これは学校全体に知られるので割合に効果があるようである」と述べられている。また「校内放送によって請求する」という方法や、それでもなお返却が滞る場合には、「学級担任の先生より、本人に注意してもらうか、学級をいくつかのグループにしておき、グループの問題にして効果をあげている学校もある」ことが報告されている<sup>122</sup>。しかし、この文献の編者は上に (p25) 紹介した『図書委員ハンドブック』と同じ全国学校図書館協議会である。同じ編者の文献でありながら、一方で書名の公表のみを提案し、

一方で延滞事実のみの公表を提案するという一貫しないという姿勢からは、書名公表についての問題意識の希薄さが現れているとも言えるのではないだろうか。2つの文献には発行年に数年の開きはあるが、仮にこの期間に方針が変更になったとしても、そのことの説明や書名を公表しないことについての問題意識が文章の中にまったく明記されていないことも不可解であるし、この期間に議論があったのであれば書名を伏せる理由は明記されて当然である。とすれば、延滞事実のみを公表するということについては、仮に書名を公表するという文章が明記されていないとしても、そこには問題意識というほどのものは存在しないとも考えられるのではないか。

第二に、延滞督促の方法を紹介する際に公表の範囲そのものが明記されていない文献があるということも注意が必要だろう。たとえば、督促の方法として、「校内放送において未返却の図書を発表して、責任観念を強めている」<sup>123</sup>、「一晩貸の参考書、辞書等（を）朝返してくれなかったら、放送で督促して下さい」<sup>124</sup>と説明されているだけで、延滞した事実のみを校内放送で公表するのか、それとも書名もあわせて公表するのか、はっきり記されていない文献も少なくない。延滞本の書名情報の公表が読書の自由に関わる問題であるという意識があるならば、公表の範囲を明記するのではないだろうか。

以上の2点について考えるならば、読書記録に対するプライバシー意識はここでもやはりはっきりとした形では確認できないという結論にならざるを得ない。

## 2.7 読書記録等の不用意な掲載

学校図書館のサービスそのものとは直接的には無関係であるが、学校図書館文献の中の児童生徒の氏名の取り扱い方法においても、筆者の読書記録に関するプライバシー意識の有無を確認できる。当時の学校図書館文献の中では、各学校図書館での読書指導の活動内容を報告する際に、個人の読書事実や読書傾向、あるいはそれが記された読書感想文や読書ノート等を、その主である児童生徒の氏名を付して公開する事例がいくつかみられる<sup>125</sup>。氏名そのものではなく、イニシャルを公表する文献もあるが<sup>126</sup>、当時の学校図書館研究では、文献の中で筆者の所属する学校名を掲載する文献が大半であり、そこにイニシャルの主の学年や性別、さらに家庭環境等を明記すれば、それほど近い人物ではなくとも個人の特定は十分に可能であるだろう。研究という名の下で、児童生徒の読書傾向や読書事実が公表される、という事態が確認できるのである。

### 2.7.1 氏名・イニシャルの公表

たとえば、ある中学校の読書指導報告では「読書遅滞児 3年 君（生活年齢14歳2

ヶ月、読書偏差値 36、知能偏差値 43)、学校一の小柄な生徒、性格は無口で積極性に乏しく、机の番人」などと個人の読書能力の状況と学校生活に関する情報が克明に記されている<sup>127</sup>。他の中学校の読書指導報告でも、「君(生活年齢14歳9ヶ月、読書年齢8歳5ヶ月、知能偏差値22)、父は日雇人夫、母は別離再婚、父子の二人暮らしで生活保護適用、5月初旬、デパートと屑鉄屋と本屋で万引きと窃盗で検挙された、本屋では動物図鑑と鳥類図鑑の2冊を万引き」、また他の生徒についても、「さん(生活年齢14歳5ヶ月、読書年齢17歳1ヶ月、知能偏差値65)、母親健在、離婚、一男二女の末子、借家、生活中の下、やや放浪性、二回ほど映画街などで歩道、感想文に近い作文に「おいらん道中」というのがあって、国語教師が処置にこまったことがある」などと、利用者個人の読書傾向のみならず、両親の個人情報や家庭環境なども克明に記載されている<sup>128</sup>。小学校の読書指導報告書の中にも、学年・クラス、イニシャルとともに、身体的特徴、学校生活、家庭環境、友人関係をふまえて、読書指導の経過を報告する文献がある<sup>129</sup>。

昭和20年代から昭和30年代の学校図書館を中心とした読書指導が生活指導と密接に結びついてきたことはすでに述べたが、そうすると、当然、担当者が所有する児童生徒各自の読書指導記録の中には家庭環境などのセンシティブな情報が多数含まれることになる。当時の読書指導報告の一部には、児童生徒の読書に関する記録に加えて、読書指導の過程において集められたセンシティブ情報が担当者によって詳細に記されているのである。そうした情報が実名や個人の特定が可能なイニシャルで(了解を得ずに)紹介するということになれば、児童生徒、そして家庭のプライバシー保護上、問題が大きいということになる。

もちろん、氏名やイニシャルを表示しているからといって、必ずしもそれが実名であるとは限らない<sup>130</sup>。ただし、仮に当時の学校図書館文献の中で紹介されている多数の氏名が変名であるとしても、そのことを明記しなければ、読み手にあらぬ誤解を招くであろうし、「A」「B」「C」といった記号で氏名を表現しても伝えたい内容が変わるということはないはずである<sup>131</sup>。また、こうした危険を冒してまで実名やイニシャルを公表する背景には、おそらく教育現場での実践報告例としての史料的価値やリアリティの追求があると思われるが、研究の価値よりも児童生徒のプライバシーが優先されることは、人権に配慮した教育を目指すべき立場からは本来あってはならないはずである。

## 2.7.2 その他の個人情報の取り扱い

では、こうした問題はなぜ引き起こされたのだろうか。その背景には、昭和20年代から昭和30年代という時代においては、読書記録に関わらず、児童生徒のプライバシー全般に対する学校関係者の意識そのものが低かった、という要因があるかもしれない。しかし、

当時の文献の中には、単に個人の読書事実を伝える部分では本名（らしき氏名）を表示し、読書事実とその主の家庭環境や学習状況を結びつけて伝えなければならない部分では氏名は伏せる、というような文献もある。

たとえば、昭和25年の文献では、読書指導における図書カードの活用例として、実際に学校図書館にて使用された図書カードが掲載されており、その中に『古事記物語』（鈴木三重吉著）をこれまでに借りた2名の氏名が学年とクラスとともに掲載されている。一方で、同じ文献の中であるにもかかわらず、「精神年齢と読書傾向」の関係について述べる部分では、その主の個人名は伏せられており、A（男）、B（男）というように明らかに氏名は記号の形で伏せられている<sup>132</sup>。同様のケースは他にもあり、昭和25年の文献では読書感想を、氏名を挙げて公表する一方で、個人の趣味や「本年度前期学習成績」などがあわせて紹介される「最劣等生」の読書調査については、やはり氏名は伏せられ、イニシャルとなっており、ここでも氏名の取り扱いは一貫していない<sup>133</sup>。

とすれば、これらの文献の中では単なる児童生徒個人の読書記録は秘密にしなければならないもの、つまりプライバシーとは考えられておらず、個人の成績や知能指数や精神年齢などが関係する読書記録は秘密にすべきものと考えられている、とみることもできる。当時の学校図書館文献の一部には、児童生徒そして家庭に関するさまざまな情報の中に、安易に他人には知られてはいけない情報、そっとしておかなければならない情報があるという認識が確かに存在する。強く意識する、しないに関わらず、当時の教育現場にも児童生徒に関するプライバシー保護の意識は存在したのである。

### 2.7.3 読書記録がプライバシーと結びつかない理由

しかしながら、児童生徒の成績や家庭環境などは異なり、読書記録に対しては氏名やイニシャルを付して公表することからも分かるように、他人に知られてはいけない情報であるという意識はほとんどないように思われる。では、なぜ個人情報の取り扱いにおいて、読書記録とそのほかの情報では、こうした差が生じてしまうのだろうか。

その一つの理由としては、「図書館の貸出情報がプライバシーに属するものであるという考え方が社会的通念として確立しているかどうか、必ずしも明確ではない」ということが挙げられるだろう。現代にも通じる問題であるが、初対面の相手に「あなたの給料はいくらですか？」「身内に障害を持っている人はいますか？」と聞く人はまずいないが、「今どんな本を読んでいますか？」という問いかけは、それが、場合によっては個人の思想調査の手段や社会的差別の原因になるにもかかわらず、社交上の会話として成り立ってしまうという性質をもっている<sup>134</sup>。

では、なぜ読書記録の秘密性は理解しづらいのか。一般的な理由を挙げるなら、「読書」という言葉が持つ知的で高尚なイメージが読書の秘密性に対する認識を妨げるということがあるだろう。一般的な会話の中ではそうしたイメージがあって、相手の読書内容を聞き出すというコミュニケーションが成立するのかもしれない。しかし、昭和20年代から昭和30年代の学校図書館文献を調べると、「読書」イコール「よいもの」、と必ずしも一面的に捉えられていたわけでもないことに気づかされる。

2.1において筆者は、当時の学校図書館での読書行為の多くが「名誉」なことと考えられていたと述べた。しかし、終戦直後の出版状況を顧みれば、戦中の言論統制からの解放による反動と社会混乱に乗じた「悪書」の存在が大きな問題となっていたことが分かる。実は、当時の学校図書館文献の中にも、そうした「悪書」を児童生徒が「密かに」楽しんでいたことに対する学校図書館関係者の問題意識は数多く見つけることができる<sup>135</sup>。とすれば、この時代の学校図書館関係者にも読書行為の中には秘密が含まれるという発想がまったくなかったわけではないだろう。

しかしながら、そうした認識があったにもかかわらず、学校図書館での読書はやはり秘密性、プライバシーとは結びつかない。その理由をさらに考えるならば、第一に、当時の学校図書館の活動は、乏しい予算の制約の中で教員が児童生徒にふさわしい資料を選択することから、実際には「悪書」はほとんど図書館では取り扱われることがなかったということが挙げられるだろう。当時も今も、学校図書館には「いわゆる良書とか先生の読みたいようなカタい本が並んで」いるにすぎないという一般的なイメージがあるが<sup>136</sup>、当時は予算の制約から現実にも図書館の資料選択の幅は狭く限定されており、もともと教員が選択した本を読むという行為において、読書記録の中にプライバシーが含まれるという意識はなかなか芽生えづらい状況にあったと考えられるのである。その上、図書館が管理する読書記録には、秘密にしたい内容やいじめや社会的差別の原因となる可能性を持つセンシティブな情報が含まれているものの、病歴や所得などの他の個人情報とは異なって、表面的には貸出記録や閲覧記録、レファレンス記録、複写記録などの形で現れるという性質がある。このため、読書記録がプライバシーに属するという感覚はなかなか理解しづらいものとなっていたのだろう。よって、学校図書館における読書というものは「独善」的で「ひとりよがり」、「孤立主義」の行為ではなく、「明るく大らかに（中略）楽しむ」ものでなければならぬ、という発想が存在したことも仕方ないことなのかもしれない<sup>137</sup>。

学校教育現場において、読書記録に関するプライバシー意識の定着を阻む理由はこれだけではない。すでに述べたように、当時、読書指導を主に担当していたのはクラス担任である。クラス担任は、児童生徒の家族構成や病歴、体質、罹病傾向、保護者や家族の職業、

経済状態など、非常に度合いの強い（直接的な）プライバシーに日々直面しながら教育活動に従事している。さらに言えば、教員は「家庭状況や生育歴」など、児童生徒自身さえ知らない情報を仕入れていることがある。「学校では指導者（教員）と学習者（児童生徒）との相互信頼を基礎」として日々の教育活動が行われており、「教師は生徒を知らなければならぬ」という主観的な気持ちも「強い」<sup>138</sup>。極論ではあるが、「学校は本来、教員と生徒、教員と父母との信頼関係が前提にあり、その上に成り立つもの」であるから、「学校図書館における利用者のプライバシーの問題も、そのような人間関係の中での問題であり、（中略）そのような人間関係の中で、プライバシーの侵害という問題はあり得ない」と考える教員もいるのかもしれない<sup>139</sup>。「日常的に高度で直接的なプライバシーに触れている教員にとっては、そうしたことをしていると、生徒のプライバシーを保護するという感覚が鈍くなるのもまた当然」なのだろう<sup>140</sup>。

いずれにせよ、以上のような学校図書館文献にみる児童生徒氏名表示の取り扱いの違いは、学校図書館における読書記録そのものが、成績や精神年齢とは異なって、それほど重要な情報ではなく、ゆえに秘密にすべきものではないということ、つまり、プライバシーには当たらないという考えを暗示していると言ってよいのではないか。読書行為に個人の秘密が含まれるという意識は、当時の読書指導報告にみる氏名の取り扱いからもやほりうかがうことはできない。

## 2.8 読書記録のずさんな管理

個人情報保護の原則の一つに「安全保護の原則」がある。プライバシーを含む個人の情報を集めた機関はその管理を厳重に行い、不用意にそれらの情報が外部に漏洩しないように措置しなければならないという原則である。しかしながら、調査対象とした昭和20年代から昭和30年代の学校図書館文献では、読書記録の管理方法について学校図書館員が配慮しなければならないという特別な意識はみられない。

### 2.8.1 見学者によるブックカードののぞき見

文部省が編集する『学校図書館の管理と運用』では、読書指導において個人の読書傾向を知るための方法として、貸出の際にブックカードのほかに「帯出者カード」も児童生徒に記入してもらう方式が提案されている。帯出者カードとは、個人ごとに作られた帯出本の書名を記入するためのカードであり、この文献では、帯出者カードをみれば「個々の児童生徒の読書状態の一端を知ることができる」と考えられている<sup>141</sup>。本来であるならば、こうした個人用の読書カードは、個人の読書傾向を示す情報であるから、厳重に管理され

なければならぬのだが、当時の文献の多くは特にその管理方法を問題視することはない。むしろ、「個人持ち」にしてしまうと「紛失汚損の危険が多い」ため、図書館のカウンター付近に「学級別に入れておく箱を備え付け、貸出を受ける場合は、自由にこれを出して使うように仕組んでいる例が多い」とも伝えられている<sup>142</sup>。当然、この貸出方法では、どの本を誰が借りているか、という読書に関する情報は常に児童生徒全員の知るところとなってしまう。しかし、文献の中ではこうした読書記録の管理法が特に問題視されることはない。

貸出用カードボックスのずさんな管理状況は、当時の図書館見学記事の中にもいくつか記されている。「逗子小学校」という文献は、筆者である森脇一夫氏が、編集者のリクエストに応じ、もっぱら「我が子の」ためという素朴な目標を掲げて、学校図書館の実態を見学させてもらうことにしたものである。この筆者はこの学校図書館に直接関係する人物ではないということになるのだが、にもかかわらず、筆者は図書館内を自由に見学し、次のように記述している。

「カード箱に入れてある「図書のしおり」を取って見ると、6年の男の子が毎日新聞編の「新しい日本の歴史」を5日間にわたって読んでいる。第1日は1ページから14ページまで、第2日は15ページから40ページまで、第3日は41ページから76ページまで、(中略)そして最後に「あまりむづかしく、字をよめないし、わけもわからないので、これでやめます。」と書いてある。それでもとにかく、126ページ読む中には何か得るところがあったに違いないし、先生方が読んでおられれば、このような感想の中から、確かに指導の手がかりが得られるであろう」<sup>143</sup>

以上の文章からわかるように、この小学校の図書館を訪れた筆者は、おそらく児童生徒やその保護者の了解をとることなく児童の読書の記録をチェックするという行動に出ている。当然、読書記録はプライバシーであるという発想はこの筆者にはないだろう。そうした筆者の意識は、読書記録の管理について記述した次の文章にもあらわされている。

「もし仮に、私の子どもたちの学校に、右のような(逗子小学校のような)学校図書館があって、立派な運営が行われており、「読書カード」のようなものが備え付けられ、時折はPTAの会員たる私どもにも閲覧が許されるとしたら、我が子の読書傾向や読解力の程度をも知り得ようし、子どもの読書指導について先生方に協力して立派な成果を上げることもまた可能であろう」。

こうした活動が現実に行われたかどうかは不明であるが、この文章からは、その学校図書館とは関係ない人物が児童生徒の読書記録を閲覧することへの問題意識もなければ、この文章を掲載した雑誌編集部にもその意識はないことも分かる。いずれにせよ、現在の学



校図書館活動ではあってはならない管理方法である  
う。

### 2.8.2 身元調査へのブックカードを使った回答

当時の読書記録のずさんな管理状態は、鴨志田栄作氏が他の図書館を見学した際のエピソードを綴った次のような文章からも読みとることができる。

「かつてお茶の水高師小学校を参観した時、同校でもこのカード（読書歴カード・図5参照）を明細につけて管理されておられた。そして卒業生の婚約先の人が学校を訪れて、そのカードを見てその子の性格を聞いて行かれると聞いて、大変愉快に思ったことをいまでも忘れない。現在の大人の読書はたいてい図書を自分で購入したので蔵書がそのまま読書歴になっているが、今の生徒は学校図書館・公共図書館を利用することが多くなるので、一生涯の読書歴カードを持つことは、その人の人となりを示すことができるのでたいせつなことだと思う」<sup>144</sup>

結婚の際の「身元調査」が公然と行われていた時代の文章であるから、身元調査に対して筆者が「大変愉快に思った」という感覚を持ったこと自体を責めることはできないだろう。ここで改めて思い知らされることは、読書記録というものが個人評価の大きな資料となりうるものであるということ、そして読書記録の管理のあり方が利用者の人生に大きな影響を与えるということである。学校図書館の蔵書とはいえ、そこにはさまざまな本がある。仮にこの卒業生が「婚約先の人」の好みではない本を借りていたり、「婚約先の人」の好みではない性格を示すような本を借りていたら、学校図書館はどのような責任をとることができるのだろうか。問いかけるまでもなく、責任をとることなどどういできないのであるから、現代の図書館では利用者個人の貸出記録はすべて利用者個人の「プライバシー」として第三者には伝えず、また、返却された後には貸出記録は全て消去し、一切残さない（管理しない）という貸出方式を採用している。カード式など、記録の消去が難しい貸出方式を用いる図書館では、使用済みのカードは利用者に返すか、確実な方法で処分しなければならない。この文献に登場する図書館では、読書記録が厳重に管理されていないだけでなく、卒業生の記録を卒業後も保管し続け、図書館員自身が読書記録の照会に対して積極的に調べて開示するという役割も果たしている。そして、そうした状況を報告す

読書歴カード

借出日	借出者	借出場所	借出回数	借出期間
5 11				
5 14				
5 14				
5 13				
5 13				
11 23				
5 11				
5 14				

図5 読書歴カード

る筆者自身にも特に問題意識はみられない。この文章にもまた読書記録がプライバシーであるという発想はまったく確認できないのである。

### 2.8.3 全国学校図書館担当者指導主事協議会の考え

では、当時の学校図書館界では、以上のような図書館見学者による貸出カードのチェックという行動は容認されていたのだろうか。その問いに対する完全な答えにはならないが、全国学校図書館担当者指導主事協議会が昭和34年に発行した『全国学校図書館見学の手びき』の中には、学校図書館を訪問した際の「見学のしかた」が記載されており、貸出カードのチェックについて触れられている部分がある。

この手引書によると、見学先の学校図書館の活動状況は図書館員の話聞くだけでは正確に把握することはできないという。それぞれの学校図書館の活動の実態は、ブックカードの中に現れることが多い。よって、見学者は「事務室やカウンターの前で」「貸出票を見る」べきである。「貸し出したブックカードまたは帯出者カードが、カウンターに整理されているはず」であり、見学者はそこから「学年別に何枚か引き出して各欄を見て、「図書名、年月日」を確認して読書傾向をつかまなければならない。そして、その図書館がいわゆる読み物だけの利用に終始しているか、学習活動に積極的に使用されているか、という評価を行うべきである、と提案されているのである<sup>145</sup>。

確かに学校図書館の活動内容はこうした方法で評価することもできるかもしれない。しかし、この文献には、外部の人間が図書館の貸出記録を閲覧することについて、図書館員や児童生徒本人の理解を取らなければならないといった記述はみられない。それだけでなく、ここでの文章表現からは、図書館の活動の実態を見極めるためには、貸出カードを抜き打ちで（予告なしに）見るべきである、という印象さえも受ける。外部の人間が児童生徒の読書カードを閲覧することについての問題意識、そして読書記録がプライバシーに属するという考えはここでもやはり確認することはできない。

おわりに

以上、本研究では、読書記録に関する学校図書館関係者のこれまでのプライバシー意識の有無を知るために、学校図書館設立期にあたる昭和20年代から昭和30年代の学校図書館文献を手がかりとして調査を実施した。

その結果、当時の学校図書館関係者には、学校が管理する児童生徒に関する個人情報の中には、成績や家庭環境、病歴など、「安易に外部に公表してはならない記録がある」、という意識があったということが確認できる一方で、読書記録を秘密、つまりプライバシー

であるとする意識は希薄であるということが明らかとなった。また、一部の文献では、読書行為には秘密が含まれるという問題意識もあるが、それは高校生など高学年での話題に限定されており、しかも、読書記録の開示が学校図書館における自由な読書を妨げるという問題意識については（ごく一部の文献を除いて）ほとんど確認することができなかった。

当然、こうした意識の下では読書記録に関するプライバシー保護の問題は取り上げられることはなく、本紀要前号で紹介した問題の他にも、読書グラフや成績簿を通じての第三者（保護者やクラスメイト）への読書記録の公表、ずさんな読書記録の管理など、日々の図書館活動の過程において、児童生徒の読書行為に対するさまざまなプライバシー侵害が行われてきたことが確認できた。

しかしながら、今回の調査では年代と対象を限定しており、戦後の膨大な資料のすべてを調査したわけではない。これまでの学校図書館関係者のプライバシー意識を把握するための研究としては、依然として未調査の部分が多く残されている。また、今回の論文では資料が不十分であったため触れられなかったが、「あなたの家にはどんな本が多いですか？（本の名）」「あなたの家はどんな新聞をとっていますか？」など、児童生徒へのアンケートを通じた保護者の読書に対する調査という問題も確認することができた<sup>146</sup>。当時の読書に対するさまざまな指導の中では、プライバシー侵害の対象は児童生徒だけではなくその家族、保護者も含まれていたのではないかと。ほかにも、昭和30年代に入ると、閲覧や貸出を行う際に帯出者氏名と書名、さらに帯出日と返却日を記載した代本板を使用する学校図書館も現れている<sup>147</sup>。児童生徒の読書生活を教員が完全に把握する手段として、児童生徒が教員の知らないところで貸し借りしている本についても積極的に調査すべきであるという提案もある<sup>148</sup>。寄贈図書に対する感謝の念を「寄贈印」という形で、寄贈者の氏名を示してあらずことに対する問題意識もこの時代にはまったく存在しない<sup>149</sup>。これらの活動の中にも、読書という行為に対するプライバシー意識はほとんど表されていないと言えるだろう。

本論文では、昭和20年代から昭和30年代の学校図書館文献を手がかりに調査を行ったが、基本的には当時の学校図書館関係者の読書記録に対するプライバシー意識の有無とその度合いを探るための研究であり、現代の考えからみて過去の問題のある取り扱いを非難しようとする研究ではない。ただし、冒頭で述べたように過去の問題には現代の問題に通じる部分も含まれており、仮に、本論文で紹介したような読書記録に対する意識が現代の学校図書館関係者にあるとすれば、そのことは今後大きな問題として考えていくべきであろう。とはいえ、本論文がプライバシー意識を把握する過程で考察した内容は、主に図書館学の立場から見た意見であり、教育学の立場から見れば、さまざまな反論もあるかもしれない。

今後も基礎調査や議論を積み重ねながら、学校図書館における望ましい読書記録の取り扱いについて答えを導き出していきたい。(2003年9月26日)

## 脚注

<sup>1</sup> 山口真也著「生活指導の一部としての読書指導論－昭和20年代学校図書館文献を中心に－」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』7(2), 2003.3, p1-28

<sup>2</sup> 「『全なる生活』を読んで急転直下性交に対する異常な関心」をもった16歳少女が「自ら進んで異性を求め、宿賃は自らこれを支払う」「『性赤』と『凡』の裸体に影響を受け」た高校生が「街頭において婦人に追従、自らの性器を露出し自流行為に及び、60回にも及ぶ」(行木孝雄著「出版物から受けた悪影響 少年輔導より」『学校図書館』no.3, 1950.11, p12-13)「カストリ雑誌に影響され12歳の少女にわいせつ行為」「カストリ雑誌の影響から怠学して少女にわいせつ行為をした高校生」など(「特集悲しき夏(休)みから子等を救え」『学校図書館』no.44, 1954.7, p34-35)「高校生が強姦未遂 裸婦の表紙のわいせつ雑誌や新聞等が発見」「高校生が公園で遊んでいた少女にわいせつ行為 学友から借りたわいせつ雑誌を読むうち、真似してみたくなり」「小学生5歳少女に強制わいせつ 父親が買いあつめてきた古雑誌(わいせつ雑誌)をみつけ、好奇心から」「中学生が性雑誌の耽読から家出」(監視予防犯部少年課著「不良出版物の実態」『学校図書館』no.57, 1955.8, p25-28)など

<sup>3</sup> たとえば、秋田県平鹿郡角間川中学校では「全職員」の仕事として、「生徒がただ単に本を読み利用することに終わらず、生活と結びつく指導をする」こと、具体的には「閲覧経過記録、レポート、読破カード等の記録をさせ、読書傾向と生活指導の足がかりとする」ことが実践されている(澁谷孝次郎著「本校の図書館活動」『学校図書館の活動』(学校図書館実践叢書4)明治図書, 1954, p160-161) 鳥取県八頭郡佐治第一小学校では司書教諭の仕事として「入館者・読書傾向の統計より、指導資料」を作成し、「個々の児童の図書館での読書傾向」を「一般教員と(中略)連絡し、協力する」ことが挙げられている(奥田潔著「学校図書館の活動」『学校図書館の活動』(学校図書館実践叢書4)明治図書, 1954, p140) 図書館教育研究会の『学校図書館概論』では「読書指導は、司書だけではなく、教室の教師と協力して行われるべきである」と述べられている(図書館教育研究会編著『学校図書館概論』修正再版, 学芸図書, 1951, p165) 愛知県学校図書館実態調査書の中のチェック項目(学校図書館コンクール用)には、「読書指導」の評価欄として「読書生活の指導は全教員の協力を得て行われているか」という項目がある(愛知図書館協会ほか編『学校図書館の十年 東海三県学校図書館コンクール記念出版』中部日本新聞社文化事業部, 1963) 『奈良県教育』では「H・R経営上、余暇の善用、読み物の指導等が学級主任の先生方の問題であり、生活指導部長の先生には特に「人間形成と読書」という大きい課題を研究して頂き(中略)、個人毎に偏向の指導、良書の推薦、読書カードの点検、読書ノートの点検、読後感想文の記述についての指導等、大きくは図書館主任とならんで読書指導をおすすめる一校のリーダーとして図書館教育の振興に協力して頂かねばならない」とある(松田正一著「学校図書館の振興をねがう」『奈良県教育』1964.8, p3)

<sup>4</sup> 「読書による生活指導」「読書を手段とする生活指導」「生活指導における読書指導」「生活指導のための読書指導」などさまざまな表現が用いられる。

<sup>5</sup> たとえば、昭和31年の第7回全国学校図書館研究大会では「参加した3千余人の先生の約半数が「読書指導分会」で話し合っ」ており、当時の関心の強さがうかがえる。(「第7回全国学校図書館研究大会から 不足しがち指導教員 国庫補助はスズメの涙」『朝日新聞』1956.11.1朝刊, 5面)

<sup>6</sup> 高橋恵美子著「学校図書館における貸出方式とプライバシー」『図書館は利用者の秘密を守る。(図書館と自由第9集)日本図書館協会, 1988.3 渡辺重夫著「個人情報の保護と学校図書館 プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』no.492, 1991.10 高橋朱実著「根づかない? 図書館雑誌」『図書館雑誌』86(11), 1992.11 中島彰子著「学校図書館と個人情報・教育の中のプライバシー 第22会JLA学校図書館部会夏季研究会報告」『図書館雑誌』86(11), 1992.11

<sup>7</sup> 山口真也著「学校図書館における児童・生徒のプライバシー保護-読書記録の取り扱いをめぐる」『図書館情報学研究』2, 2003.3, p1-21

<sup>8</sup> 深川恒常著「学校図書館の進路」『学校図書館と読書指導』(読書指導講座第8巻)牧書店, 1955, p18

<sup>9</sup> 1964年1月号の『学校図書館』に特集記事がある。「甲府の書店組合が不良雑誌の仕入れ拒否を決議し、取次店に送本中止を申し入れたこと、および、これが日刊紙に大きく取り上げられ、ジャーナリズムの最大の話題となり社会問題化し

た」問題(出口一雄著「悪書追放運動の展望 いわゆる“悪書追放”の動機と問題点」『学校図書館』no.158, 1964.1, p12)

<sup>10</sup> 『図書館の自由に関する宣言』『図書館雑誌』48(6), 1954.6, p221

<sup>11</sup> 白井三知也著「一歩々々確実な指導を 磐田市立磐田北小学校」『カリキュラム』1953.8, p67

<sup>12</sup> 行木孝雄著「出版物から受けた悪影響 少年補導記録より」『学校図書館』no.3, 1950.11, p13

<sup>13</sup> 昭和20年代後半の学校図書館文献(読書指導論)に多く紹介されている事件の一つ。当時の新聞記事によると事件の概要は次のように報道されている。「中学入学当時から小説を耽読しはじめ、いつしか自分を銀のクツをはいたシンデレラ姫と思込むようになり、三年になってから「お母さんもお父さんも実の父母ではない、本当の親は春日家という名門の出身で私はその一人娘(中略)」と言いふらしていたという。(中略)仲のいい男友達からこのウソを指摘されて顔色を変え「明日学校に来なかつたら死んだものと思つて」と言い残して帰宅、服毒したのも、父親は「自殺の心当たりはない。高校の受験勉強に張り切っていたのだが、若い娘の気持ちは分からない」といっており、(中略)大人には理解しがたい女学生気質に同署でも首を傾げている」(『私はシンデレラ姫 ウソに酔う女学生自殺』『読売新聞』1952.2.17朝刊, 3面)

<sup>14</sup> 文部省編『小・中学校における学校図書館利用の手びき』東洋館出版社, 1961, p155

<sup>15</sup> 阪本一郎ほか共編『読書生活の指導』(新生活指導叢書6)学芸図書, 1958, p12

<sup>16</sup> 山本源造著「本稿図書館の運営」『図書教育』2(10), 1950, p45(「読書ノートを作って計画的に読書を実行するとともに、抜書感想批評等を書いて教師が之を検査する」) 福山市立城化中学 木村昌文著「わが校の読書指導の評価」『学校図書館』no.72, 1956.11, 45(「読書日誌により記載のようすを検査する」) 全国学校図書館協議会編『全校の読書指導計画』(小学校読書指導実践講座)明治図書出版, 1958, p301(「読書態度 読書日誌により記載の様子を検査する」)

<sup>17</sup> 野村純三著, 成蹊小学校読書研究会編『読書指導の実践』牧書店, 1951, p218(「結局、書いた後は必ず検閲することが大切」) 岩佐巖著「あなたは知っていますか 図書委員のハンド・ブック」姫浜小学校, 1952, p118(「読書記録の検閲」という項目あり) 京都学校図書館協議会編『明日の学校図書館 近畿学校図書館連絡協議会第8回研究大会集録』京都学校図書館協議会, 1953, p15(「個人閲覧カードの検閲により、読書傾向の調査と指導を十分にする」) 岡島輝男著『読書指導の実際』『学校図書館と読書指導』(学校図書館実践叢書6)明治図書, 1954, p154(「本校においては、読書録を作らせて、読書に関する記録を記入させている。なおこの読書録は強制的に記録させるのではなく、かつまた形式を整えようとしているものでもない。この記録を時々提出させて検閲し、個別的な指導を加えている」) 進藤春木・小沢満明著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』(学校図書館実践叢書4)明治図書出版, 1954, p213(「担任は読書カードを検閲して不適応児の発見と、偏らない読書指導を行うべく、一般教師を参画させている」) 他に「点検」という言葉も用いられている。同書p203(「読書カードと読書ノートは」読書するたびに記録され、特に感銘を受けた図書は読書日記につづられる。ホームルーム教師は週1度は必ず図書館に来てこのカードを点検し、問題を発見して指導を行う」) 宮崎壽郎著『図書館教育』『学校図書館教育』(学校図書館実践叢書5)明治図書出版, 1954, p162(「このノートは本を1冊読み終わるごとに、その内容をまとめ、感想を書きつけるため児童生徒各人に所持させているもので、教師は時々検閲をして、読書の奨励に資するとともに、読書傾向とか読書興味とか読書能力の診断資料とし、指導上に役立てている」) 鎌田拾九著「四年生の読書指導と実践記録」『児童期の読書指導』(読書指導講座第5巻)牧書店, 1955, p77(「読書ノートの指導 読書意欲を高めるため、できる限り多く検閲してやることにした」) 東京都千代田区立芳林小学校編『学校図書館の実践的研究』千代田区立芳林小学校, 1955(「学校図書館または学級文庫の本を読むときは必ず読書ノートに記録させて、随時ノートの検閲をして指導している」) 下山政一著「能力差に応ずる読書指導の方法」『学校図書館』no.63, 1956.2, p34(「どうよんだかを中心に毎朝20分間、(読書ノート)を検閲した」)「読書ノートを(教員に)検閲してもらい、合格すると図書名上欄に 印が捺印」) 西岡賢平著『読書感想文の指導』『学校図書館』no.67, 1956.6, p19(「読書ノートの検閲が遠のいていませんか」) 渡辺正玄著「司書教諭のための新しい学校図書館。一粒社, 1960, p286(「読書ノートを持たせ、(中略)これはときどき検閲する」) 図書研究会著『読書会の指導』学芸図書, 1962, p81(「検閲はいつでもよいが毎朝打ち合わせの時間にもみることにした」) 稲葉マサ著「学級における三年間の読書指導」『学校図書館』no.158, 1964.1, p33(「検印を受けたらそれをカードに貼って、を一つづつ塗っていくのである。増加は子どもたちの励みにもなり、教師にとっては検閲の個人指導ができ、大変効果的であった」) など

<sup>18</sup> 細井龍夫著『読書指導以前のことも』『新学校図書館論』におもろ』『学校図書館』no.169, 1964.12, p442

<sup>19</sup> 三谷豊著「本校における図書館教育の歩み」『学校図書館教育』(学校図書館実践叢書5)明治図書出版, 1954, p133

<sup>20</sup> 小林鶴男著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』(学校図書館実践叢書4)明治図書出版, 1954, p193 進藤春木・小沢満明著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』(学校図書館実践叢書4)明治図書出版, 1954, p203 など

<sup>21</sup> 滑川道夫著『子どもの読書指導』(ほうむらいびり教育の部), 国土社, 1949, p156

<sup>22</sup> 増田熊男著『道徳教育と読書指導』『学校図書館』no.159, 1964.2, p39

<sup>23</sup> 藤田光著『六年生の読書指導の計画』『少年期の読書指導』(読書指導講座第6巻)牧書店, 1960, p49

- 24 萩原節男著「全職員の理解と協力が必要 兵庫県神崎郡香呂小学校」『カリキュラム』1953.8, p67
- 25 国分一太郎著「読書指導二三のこと」『学校図書館』no.24, 1952.10, p39-40
- 26 中村錦四郎著「学校図書館と学級文庫」『学校図書館法による学校図書館の設備と運営』小学館, 1954, p292
- 27 押沢正治著「本校における読書クラブの活動」『学校図書館』no.108, 1959.10, p26
- 28 立野与市著「図書館事務の合理化と能率化」『学校図書館の事務』（学校図書館実践叢書3）明治図書出版, 1954, p68
- 29 森久保仙太郎著「子どもの読書サークル 育て方とその種々相」『学校図書館』no.108, 1959.10, p13 同様の報告は「読後の指導」（『少年期の読書指導』（読書指導講座第6巻）牧書店, 1960, p105-106）にもある。
- 30 阿部千秋著「読書絵日記による読後の指導」『学校図書館』no.123, 1961.1, p38
- 31 堀内輝三著「読書ノートのためのノートのとり方」『学校図書館』no.120, 1960.10, p14
- 32 中島源吉著「貧乏図書館の資料構成」『学校図書館の資料構成』（学校図書館実践叢書2）明治図書, 1954, p124, 139
- 33 黒沢信夫著「五年生の学級文庫の経営 学校図書館と学級文庫」『少年期の読書指導』（読書指導講座第6巻）牧書店, 1960, p56
- 34 増村王子著「学校図書館と読書指導」『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書, 1954, p30
- 35 井尾修著「読書ノート指導の実際」『奈良県教育』1955.6, p18-19 増村王子著「学校図書館と読書指導」『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書, 1954, p30
- 36 図書館学研究協議会編『学校図書館通論』新元社, 1959, p69
- 37 三輪和敏著『学校図書館通論』創元社, 1961, p69 脚注35とほぼ同内容の記述あり
- 38 藤原不二夫著「学校図書館の活動」『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）1954, p66
- 39 国枝一枝著「実践記録 主体的な読書記録のあり方と類型」『学校図書館』no.107, 1959.10, p26
- 40 さがわ・みちお著「読書記録の指導」『少年期の読書指導』（読書指導講座第6巻）牧書店, 1960, p112
- 41 川村実智雄著「読書ノートの書かせかた」『奈良県教育』1958.10, p40
- 42 四方田正作著「読書指導か図書館教育か」『学校図書館』no.40, 1954.3, p9 なお、本論文では、「ノート検閲をうけるというほかからの制圧からやっている読書記録は(中略)いったい何を告白しているのだろうか」と記されており、筆者は「検閲」という行為について厳しく批判しているが、その問題意識は、「かたちをつくるうだけの読書指導は、まったく徒勞で生徒いじめである」というように長く記述からわかるように、あくまでも強圧的な読書ノート指導と、それによる読書指導資料の無意味な収集にある。第三者による検査検閲が「読書の自由」を阻む要因になるという発想には当たっていない。
- 43 藤原不二夫著「学校図書館の活動」『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）1954, p66
- 44 松山市造著「六年生の図書館における読書指導」『少年期の読書指導』（読書指導講座第6巻）牧書店, 1960, p78（児童生徒の読みの記録を集めて指導を行う役割は、学校図書館が関わるのではなく、「国語科が担う」べきであると述べる）
- 45 谷口一男著「読書ノート研究 ノート指導の効率を高めるために」『学校図書館』no.67, 1956.6, p46
- 46 鈴木喜代春著「教室での本の紹介 小学校の場合」『学校図書館』no.109, 1959.10, p29
- 47 蒲川道夫著「子どもと読書 学校図書館と読書指導の問題」『カリキュラム』1953.8, p64
- 48 立野與市著「中村町小学校図書館の組織」『学校図書館』no.11, 1951.9, p22 鈴木泰助著「わが学校図書館の統計について」『学校図書館』no.26, 1952.12, p20 堀内輝三著「人間を作り上げる読書指導 東京都成蹊小学校」『カリキュラム』1953.8, p64-65 四方田正作著「読書指導か図書館教育か」『学校図書館』no.40, 1954.3, p9 など
- 49 文部省編「小・中学校における学校図書館利用の手びき」東洋館出版社, 1961, p207-208
- 50 他に文部省編「学校図書館の管理と運用」（東洋館出版社, 1963, p175）にも「今日の学校教育においては、児童生徒の人格形成のために、全教師が協力して読書指導にあたるのが強く望まれる」とある。
- 51 学校全体で読書指導に取り組んでいるという記述は多くの学校図書館活動報告の中に確認できるが、それらは進歩的な取り組みを行う学校図書館での話であって、その一方で、「職員が図書館には無関心である」「非協力的な教師が多い」「校長の理解がない」（「校長が」学校図書館の手にさえ知らなかった）「読書指導の計画が組織的に出来ていても、全教官の協力がいないために行きづまりを生じている」といった問題があり、読書指導が遅々として進まないことが「方々の学校図書館において悩みの種」となっていたことも報告されている。（鳥生芳夫著「中・高等学校の協力活動」『学校図書館と読書指導』（読書指導講座第8巻）牧書店, 1955, p191 「高等部会第5部会読書指導会」『学校図書館』no.62, 1956.1, p40 保理江久夫著「学校図書館振興に関する根本問題」『学校図書館』no.6, 1951.4, p10 「中学校部会第3分科会」『学校図書館』no.38, 1954.1, p39 など）
- 52 青木宏道著「図書委員の業務 読書援助活動を中心として」『学校図書館』no.137, 1962.2, p23（図書委員の手を借りた読書指導の実践報告）
- 53 宮島甚一郎著「学校図書館教育」『学校図書館教育』（学校図書館実践叢書5）明治図書出版, 1954, p168

- <sup>54</sup> 甲府市立南中学校著『リーディングガイダンスと学校図書館』（中学校における学校図書館運営の実践 第2集）甲府市立南中学校，1950.11，p44（「閲覧時に必ず各自が簡単ではあるが、読後感を閲覧表に記入させた上で提出せしめている」千代田区立番町小学校著「ささやかな実践記録」『図書教育』2（9）、1950，p42（「児童は図書室に入ると、まず入り口に近い閲覧整理棚から自分の閲覧票を取り出し、書架に行って希望図書を探すが、読んだら閲覧票に書名と、わかった・おもしろかったの自己評価の記号を入れて、書架に戻すという手続をとっている」佐藤勇著「指導者のいない悩み 神奈川県津久井郡相模丘中学校」『カリキュラム』1953.8，p69（「本校では、読書カードを製作して、必ず記録させている」久米井東著（埼玉県小鹿野中学校）『学校図書館の利用』教育技術連盟編『学校図書館法による学校図書館の設備と運営』小学館，1954，p78-79（「図書カードを全校生徒に持たせ、個人指導に重点を置いている」「生徒が本を使用するたびに記入する」）倉沢茂著『図書館経営の実際』学校図書館法による学校図書館の設備と運営』小学館，1954，p79（「読書票」の受付箱の写真が紹介され、「生徒が本を使用するたびに記入する」との説明あり）八潮高等学校図書館研究会編『学校図書館 しくみとその利用』明治図書出版，1956，p94（学級文庫について「みんなが本を読んでも、読みっぱなしになってはつまらないので、共同の読書ノートを作って、書棚の横につるしておき、一行でもよみから記入するようにした」）室伏武著『学校図書館学』I，玉川大学通信教育部，1961（「学校図書館の目的」の一つとして「生徒の全読書生活を指導する」ことが挙げられている）文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版社，1963，p230（「個人指導に重点を置き、各資料（個人閲覧カードや読書記録など）を参考に全職員でこれに当たる」）\* 愛知県北設楽郡東栄町立三輪中学校の実践報告より
- <sup>55</sup> ほかに、手間や不自由さが図書館での自由な読書を阻害する、という考えは、読書ノート指導以外にも入館時や閲覧時の手続きに対する批判の中にも確認できる。大土井淑夫著『貧乏図書館とその活用 経費の乏しい本校は、どのようにして活用する図書館をつくったか』『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）明治図書，1954，p120-121（「中には児童が図書委員だといって、出入口で受付や出納をしている所もある。上級生の門番の所をくぐって、出入りすることは、いかに日頃のしつげがよくできている学校でも、下級生には障害となる所だ。誰もいないところを、何の心配もなく、誰に遠慮もなく、自由時に全児童が入り出している。閲覧用紙に記入してから閲覧させる方法も、なかなかの障害となるものだ」）滑川道夫著『学校図書館へのぞむ』『学校図書館と読書指導』（読書指導講座第8巻）牧書店，1955，p254（「学校図書館は、ややこしい入館の手続きや記帳を省略して、子どもたちに自由に解放されなければならないと思う。自由にいつでも入館して、自由に好きな本が読めるという体制をとることが要件となる」）
- <sup>56</sup> 滑川道夫著『読書相談 読書指導の進展のために』牧書店，1952，p96-97
- <sup>57</sup> 福永敬弘著『ホームルームの読書指導』『学校図書館』no.85，1958.1，p19
- <sup>58</sup> 「(4)ほとんど利用していない 36%(23%)」と「(5)まったく利用していない 17%(4%)」を合わせた結果。( )内は女子の数値。
- <sup>59</sup> 山岡寛章著『学校図書館と情操教育』全国学校図書館協議会，1956，p131
- <sup>60</sup> 青柳幸一著『中学校における読書指導の計画』『読書指導の計画』（読書指導講座第3巻）牧書店，1955，p30
- <sup>61</sup> ここでいう「ホームルーム」とは読書の時間をさす。
- <sup>62</sup> 青柳幸一著『中学校における読書指導の計画』『読書指導の計画』（読書指導講座第3巻）牧書店，1955，p33
- <sup>63</sup> 滑川道夫編著『学校図書館司書教諭実務』新光閣，1954，p159（「読書指導は、図書館や教室で行えるものとは限らない」）
- <sup>64</sup> 佐藤勇著「指導者のいない悩み 神奈川県津久井郡相模丘中学校」『カリキュラム』1953.8，p69
- <sup>65</sup> 橋本寿雄著「本校における集団読書指導」『学校図書館』no.151，1963.5，p54
- <sup>66</sup> 全国学校図書館協議会編『生活指導における読書指導』（小学校読書指導実践講座3）明治図書出版株式会社，1958，p248
- <sup>67</sup> 全国学校図書館協議会編『生活指導における読書指導』（小学校読書指導実践講座3）明治図書出版株式会社，1958，p257
- <sup>68</sup> 佐藤勇著「指導者のいない悩み 神奈川県津久井郡相模丘中学校」『カリキュラム』1953.8，p69
- <sup>69</sup> 赤池徳平著『学校図書館における読書指導（小学校）』『読書指導の計画』（読書指導講座第3巻）牧書店，1955，p151
- <sup>70</sup> 小山美明著『中学校の読書指導と実践記録 私はこうして始めた』『読書指導の計画』（読書指導講座第7巻）牧書店，1955，p77
- <sup>71</sup> 押沢正治著『本校における読書クラブの活動』『学校図書館』no.108，1959.10，p28
- <sup>72</sup> 佐藤茂著『私のよんだ本 一年生の読書指導の発見』『読書指導の実践』牧書店，1951，p106（の部分に苗字が掲載されている）
- <sup>73</sup> 原田泰三著『学校図書館の宣伝活動』『学校図書館と読書指導』（読書指導講座第8巻）牧書店，1955，p162
- <sup>74</sup> 滑川道夫編著『学校図書館司書教諭実務』新光閣，1954，p159
- <sup>75</sup> 原田泰三著『学校図書館の宣伝活動』『学校図書館と読書指導』（読書指導講座第8巻）牧書店，1955，p162-163
- <sup>76</sup> 細井龍夫著『読書指導以前のことも』『新学校図書館論』におもっ。『学校図書館』no.169，1964.12，p37

<sup>77</sup> この学校では、まずブックカードと貸出期間表への番号制が導入され、その後、貸出期間表への番号記入の廃止が実施されている。

<sup>78</sup> 佐野友彦著「学校図書館奉仕あれコレ」『学校図書館』no.27, 1953.1, p9-10

<sup>79</sup> ただし、佐野氏は同じ本を読んだ先着者の確認等は「ほかの方法でできますから」と述べ、貸出期間表には氏名や個人識別番号は記入せず、日付のみ押印する方法を採用している。

<sup>80</sup> 塩見昇著「学校図書館と図書館の自由」『学校図書館と図書館の自由』（図書館と自由第5集）日本図書館協会、1983, p10

<sup>81</sup> 塩見昇著「学校図書館と図書館の自由」『学校図書館と図書館の自由』（図書館と自由第5集）日本図書館協会、1983, p10

<sup>82</sup> 北島武彦著「ブック・カードの工夫」『学校図書館』no.78, 1957.4, p21

<sup>83</sup> 全国学校図書館協議会編「閲覧と貸出し」明治図書、1954, p39

<sup>84</sup> 文部省編「学校図書館運営の手びき」東洋館出版社、1959, p145（「ブックカードは貸出事務の面ですぐれており、帯出者カードは個々の児童生徒の読書状態を知ることができ、指導に役立つ」）宮城清著「学校図書館の整理と貸出」『尚絅学院短期大学研究報告』vol.2, no.3, 1960.3, p14「ブックカードはその本の利用度を知るのに都合よく、返す期限順にならねば督促にも便利です。しかしブックカードだけで貸出す場合、ほかに記録をとらない限り個人別の利用度や読書歴、読書傾向はわかりません。このためにも個人別貸出カードは必要で、これなしに個人的な読書指導は難しいでしょう」

<sup>85</sup> 井内龍三著「読書指導をどう実践しているか」『学校図書館と読書指導』『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書、1954, p96（「個人ごとの読書興味傾向表をつくり、その表に1ヶ月ごとに、読書カードからその集計を記入して、累加記録を記入していく。こうして児童の読書業績をしらべ、調和的な興味の発達をはかる」）大竹清著「読書指導の実践」『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書、1954, p248（読書指導に関する個人指導を徹底するためには、「教師特にホームルーム教師が(1)学習指導要録、(2)図書館の個人別貸出カード(学級別に函の中に入れていつも出納台の上のせてある)、(3)各種読書調査・記録等によってたえず個人差の検出を試み、特に異常児の発見にとつめる」）天理市立二階堂中学校著「学校図書館の利用と運用」『奈良県教育』1956.9, p24（「このカード(返却カード)は常にホームルームの定位置において(中略)、ホームルーム教師はこのカードをみることにし、生徒の読書傾向を知り、読書指導にも役立てております」）全国学校図書館協議会編「生活指導における読書指導」(小学校読書指導実践講座3)明治図書出版株式会社、1958, p160（「子どもたちが過去においてどのような読書をしてきたか。そして読書の量は、読書の傾向は、読書の質は、ということについて知るわけである」）東京都台東区立精華小学校著「新しい学級文庫の経営」理想社、1960, p50（「読書カード(個人票)は1冊の本を読むごとに記入する。これは児童一人一人の読書の実態が一目で把握でき、読書指導に役立てる」）\*学級文庫に関する記述）文部省編「小・中学校における学校図書館利用の手びき」東洋館出版、1961, p206（「児童・生徒の読書傾向を知り、指導の手がかりを得るために、連続記入形式の読書カードを用いることもある」）宮前庄次郎著「生きて働く学校図書館をめざして」『奈良県教育』1962.9, p9（「後でこれ(ブックカード)を調べて見ると、図書館利用の状況がよくわかり、読書指導(中略)のよい参考にもなっております」）文部省編「学校図書館の管理と運用」東洋館出版社、1963, p175（「帯出者カードは個々の児童生徒の読書状態の一端を知ることができるので、個人に対して、または学年・組全体に対して、読書指導を行う上に役にたつ」）文部省編「学校図書館の管理と運用」東洋館出版社、1963, p250（「読書カード(個人票)は1冊の本を読むごとに記入する。これはひとりひとりの読書実態がつかめ読書指導の手がかりとして役たち、学級文庫に関する記述）文部省編「学校図書館の管理と運用」東洋館出版、1963, p175（「帯出者カードは、個々の児童生徒の読書状態の一端を知ることができるので、個人に対して(中略)読書指導を行う上に役にたつ」）小野則秋述・坪井俊映編「学校図書館の管理と運用」仏教大学通信部、1964, p77（「帯出者カードの方式をとることによって帯出者個人はそのカードを通して自分の読書歴が知られ、又教師としては時々このカードを提出させて目を通すことによって、児童生徒一人一人の読書傾向や本人の趣味、嗜好を知ることが出来ると同時に、個性に即した読書指導の参考にするなど、これを教育的に利用する利点もある」）など

<sup>86</sup> 北島武彦著「ブック・カードの工夫」『学校図書館』no.78, 1957.4, p21

<sup>87</sup> 全国学校図書館協議会編「閲覧と貸出し」明治図書、1954, p39

<sup>88</sup> 日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会編「図書館員の倫理綱領」解説、増補版、日本図書館協会、2002.4, p22

<sup>89</sup> 堀内輝三著「人間を作り上げる読書指導 東京都成蹊小学校」『カリキュラム』1953.8, p64

<sup>90</sup> 全国学校図書館協議会編「全校の読書指導計画」(小学校読書指導実践講座)明治図書出版、1958, p304-305（学年によって通知する内容が異なる。たとえば1年生は読書量、読書傾向、読書能力、図書以後、読書衛星の状況、6年生はそれらに加えて図書選択能力、図書の鑑賞批判力、辞書、百科事典、特殊資料のかつ追う、計画的読書、図書資料の利用能力、図書館規則の尊重の状況が伝えられる）木村昌文著「わが校の読書指導の評価」『学校図書館』no.72, 1956.11, p46-48



- <sup>91</sup> 東京都台東区立精華小学校著『新しい学級文庫の経営』理想社、1960、p89-90
- <sup>92</sup> 東京都千代田区立芳林小学校編『学校図書館の実践的研究』千代田区立芳林小学校、1955、p7（第3章）
- <sup>93</sup> 小林鶴男著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）明治図書出版、1954、p200（「PTAの字町会合等にはできるかぎり出席して児童生徒の読書傾向を話し、家庭でも読みものについて関心をもってもらうように連絡する」埼玉県児玉郡本庄中学校）松本武著『高校生の読書指導』『教育心理』4巻3号、1956.1、p178（「生活指導における読書の指導の要諦」は「保護者との緊密化」にあり、「指導の上の困惑点をアンケートにとり、学校独自の指導対策を保護者に知らしめる」東京都千代田区立芳林小学校）松本武著『高校生の読書指導』『教育心理』4巻3号、1956.1、p178（「校外児童会や、部落会と一緒に、保護者たちが参加」し、「読書発表会、読書ノート展示会、読書標語展覧会などを参観する」ことが提案されている）
- <sup>94</sup> 図書館教育研究会編『小学生の読書指導』学芸図書、1953、p254、244
- <sup>95</sup> 阪本一郎著『読書指導の手引』牧書店、1955、p42-43
- <sup>96</sup> 図書館教育研究会編著『学校図書館通論』学芸図書1964、p184-185
- <sup>97</sup> 滑川道夫著『読書指導』牧書店、1959、p53-54（「家庭でどんな本を読んでいるか、（中略）などの調査や観察がなされなければ適切な指導ができないわけである」）
- <sup>98</sup> 文部省編『小・中学校における学校図書館利用の手びき』東洋館出版社、1961、p210
- <sup>99</sup> 堀内輝三著『読書のあとで 生活を豊かにする読書記録のつけたた』さ・え・ら書房、1960、194-195
- <sup>100</sup> 文部省内PTA研究会・時事通信社編『PTA読本』時事通信社、1948、p161
- <sup>101</sup> このほかにも学校図書館と家庭の連絡を強化し、学校図書館担当者から家庭の読書状況を保護者から聞きだすという提案もある。「子どもは喜んで本を読みますか、どんな本を喜んで読みますか、図書館の本を読むのでおうちの方で困ったことがありますでしたか、こんなことから話をほくして、図書館経営の大事な問題にふれていくようにする」上飯坂好実著『学校図書館の年中行事と催物』『学校図書館と読書指導』（読書指導講座第8巻）牧書店、1955、p167
- <sup>102</sup> 亀村五郎著『もちより学級文庫 読書指導の一つの実践記録として』『児童心理』16巻8号、1962.7、p105-106 他に、久保井盛幸著『児童のためになる読書指導 読書感想文コンクールのために』（『学校図書館』no.154、1963.8、p29）にも書名入りの読書グラフの揭示例が報告されている
- <sup>103</sup> 同内容の指摘は、全国学校図書館協議会編『生活指導における読書指導』（小学校読書指導実践講座3）明治図書出版、1958、p245にもある（「星取表、点取り表は、ある一時期梅雨の六月中とか、読書週間などには記載して読書欲をあおってもよいが年間を通して展付しておくのは、遅進児指導の上からどうかと思うし、事実劣等感にさいなまれて、読書する子どもに抵抗を抱く子すらでてくることもあるので、ある時期に意図的に指導する以外は、一般に揭示しなくても、読書ノートによる傾向調査で指導のメドはつくわけである」）
- <sup>104</sup> 青柳敏郎著『四年生の読書指導の計画』『児童期の読書指導』（読書指導講座第5巻）牧書店、1955、p57-58（「子どもが図書館において読書の時間、放課後における自由読みの時間、雨天における休憩時間、家庭における読書などにおいて、すべて、1冊の本が読み終えたときに、一応教師のところにきて本の内容のテストを受ける。（中略）合格の印にページ数に応じた所のレッテルを与える。子どもはこれに日付、書名を書き入れて、自分の名前の上に貼り付けていく、一つの棒グラフのようなものにしていく。子どもたちは競って読書に関心を持ちくぐん読書力がついていくように思う」）野村靖武著『農業高校における読書指導の一こま』『学校図書館』no.55、1955.6、p20-21（「個人別利用表を製作して誰がどんな本を読んでいるかを一目でわかるようにし、（中略）読書指導の好資料とすると共に読書の奨励をはかっている」）全国学校図書館協議会編『全校の読書指導計画』（小学校読書指導実践講座1）明治図書出版、1958、p300、浜中重信著『子どもの楽しい読書』創元社、1963、p104 など
- <sup>105</sup> 伊予田博著『読書問題児の診断と指導』『学校図書館』no.100、1959.2、p14-15
- <sup>106</sup> 図書館教育研究会『小学生の読書指導』学芸図書、1953、p216（「この星は読んだ本の内容によって色別にしておくのが便利である。低学年の場合は素朴な分類で色を固定するが、高学年になれば、やや詳しく分類する方がよい」「NDCの分類で分ける（中略）やり方は図書館教育の立場からも好ましい」）岡島輝男著『読書指導の実際』『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書、1954、p146（NDCの部門別で星の色を変え与える。群馬県邑楽郡大前野中学校）池見喬著『学校図書館と読書指導』『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書、1954、p106-107（NDC分類によって色別に表示。大分県大分市長浜小学校）東京都千代田区立芳林小学校編『学校図書館の実践的研究』千代田区立芳林小学校、1955（「星取表を掲示しはじめは多読を進めるために本1冊について1つという約束で出発したが、10月ごろから読んだ書物の種類によって図書館使用と同じラベルの色を使い、一見して個人の読書傾向がわかる方法をとってつくる」）阪本一郎著『学校図書館図説』（岩崎図説選書）岩崎書店、1963、p313（「読んだ本の種類によって星の色か形を変えていくやり方がある」）文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版社、1963、p252（「分類別読書一覧表 個人別分類別読書傾向のわかる表」） など

- <sup>107</sup> 小林華子著「低学年における読書指導の試み」『学校図書館』no.142, 1962. 8, p49
- <sup>108</sup> 阪本一郎著『読書指導の手引』牧書店, 1955, p66
- <sup>109</sup> 東京都台東区立精華小学校著『新しい学級文庫の経営』理想社, 1960, p70, 89
- <sup>110</sup> 戦後の学校図書館文献では少数ではあるが延滞者に対して罰金を徴収していた図書館もある。たとえば大阪府大阪市淀川工業高等学校では「一日一円の延滞料金という規則」がある。「金より契約を守って、生徒みずから学校生活・共同生活のあり方を承知してもらうために徴収している」。日向亮治著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）明治図書, 1954, p241
- <sup>111</sup> 梅田達雄著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）明治図書, 1954, p68（埼玉県騎西小学校「督促を怠るのは管理の上からだけでなく、本人のためにもよくない。延滞しても罰則はなく、小言も言わない。ただ返すように話す。故意に悪者にしてしまうことは注意すべきことだろう」）
- <sup>112</sup> 全国学校図書館協議会図書委員ハンドブック編集委員会編『図書委員ハンドブック』全国学校図書館協議会, 1960, p78-79
- <sup>113</sup> 阪本一郎著『学校図書館図説』（岩崎図説選書）岩崎書店, 1963, p184
- <sup>114</sup> 宮城清著『学校図書館の整理と貸出』『尚絅女学院短期大学研究報告』vol. 2, no. 3, 1960. 3, p13
- <sup>115</sup> L・F・ファーゴ著・阪本一郎ほか翻訳『学校の図書館』牧書店, 1957, p372
- <sup>116</sup> 東海地区学校図書館研究会大会事務局編『第6回東海地区学校図書館研究会大会集録』東海地区学校図書館研究会, 1962, p69
- <sup>117</sup> 渡辺正玄著『司書教諭のための新しい学校図書館』一粒社, 1960, p83
- <sup>118</sup> 全国学校図書館協議会図書委員ハンドブック編集委員会編『図書委員ハンドブック』全国学校図書館協議会, 1960, p78-79
- <sup>119</sup> 図書館教育研究会編著『学校図書館概論』修正再版, 学芸図書, 1951, p207
- <sup>120</sup> 佐野彦執筆担当『図書の配架と運用。（図解・学校図書館の事務第2集）全国学校図書館協議会, 1964, p38
- <sup>121</sup> 梅田達雄著『学校図書館の活動』『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）明治図書, 1954, p68（督促状を葉書にするか、児童から手渡しにするか、という具体的記述はない）
- <sup>122</sup> 全国学校図書館協議会編『閲覧と貸出し』明治図書, 1954, p65
- <sup>123</sup> 松本賢治著『学校図書館』（教育学全書1）金子書房, 1948, p205
- <sup>124</sup> 全国学校図書館協議会編『学校図書館経営の工夫』（学校図書館講座）明治図書, 1954, p66
- <sup>125</sup> 野村純三著『C高学年』『生活学校』1948. 9, p51-26（児童の良書推薦文を公表）石川春江著『読書調査の方法』『図書教育』2(3), 1950, p16-18（書評の公表）斎藤邦彦著『学校図書館利用上の諸問題』『図書教育』2(5), 1950, p31-31（読書カードの公表）甲府市立南中学校著『リーディングガイダンスと学校図書館』（中学校における学校図書館運営の実践第2集）甲府市立南中学校, 1950.11, p44（読書感想文の紹介）京都市立修徳小学校編『本校における読書指導の実践』修徳小学校, 1952, p240-241（あるクラス全員の図書利用調査として利用した図書を公表）井内龍二著『読書指導の計画と実践』明治図書出版, 1953, p255-279（読書不振児6年男子の事例研究、読書傾向の他に、知能指数、家庭環境、身長体重なども公表）大土井淑夫著『貧乏図書館とその活用 経費の乏しい本校は、どのようにして活用する図書館をつくったか』『学校図書館の活動』（学校図書館実践叢書4）明治図書, 1954, p100（読書ノートにより作成したクラスごとの統計一覧の公表）堀内輝三著『学校図書館と読書指導』『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書, 1954, p49-50（読書感想文、個人貸出カードの公表）下山政一著『能力差に応ずる読書指導の一方』『学校図書館』no.63, 1956.2, p31（読書指導要録として読書能力、知能検査結果、読んでいる新聞名の公表）町田弘著『物語小説と読書指導』『少年期の読書指導』（読書指導講座第6巻）牧書店, 1960, p141-142（読書ノートの公表）阿部千秋著『読書絵日記による読後の指導』『学校図書館』no.123, 1961. 1, p39-41（読書ノートの公表）亀村五郎著『もちより学級文庫 読書指導の一つの実践記録として』『児童心理』16巻8号, 1962.7（読書ノートの公表）図書館研究会著『読書会の指導』学芸と書, 1962, p84-85（知能検査、向性検査、学力調査、身体状況、読書傾向等を記載した読書指導要録の公表）など
- <sup>126</sup> 藤田博著『問題児指導の一考察』『学校図書館』no.40, 1954.3, p51-53（家庭環境、読書傾向の公表）渡辺修孝著『図書不適応生徒をめぐる諸問題』『学校図書館』no.46, 1954.9, p29（学級ごとの読書能力の公表）渡辺修孝著『わが校読書指導の実践』『学校図書館と読書指導』（学校図書館実践叢書6）明治図書, 1954, p220（読書不振児の調査結果一覧表として学年クラスごとに14名の読書力テスト結果、身体的欠陥、性格等を公表）坂本一郎著『読書の心理』1954, p348-392（読書テストによる診断結果と知能指数の公表、読書不振児・読書困難児の読書状況を生い立ちとともに紹介）小山玄夫著『夏休み・冬休みの読書指導』『読書指導の計画』（読書指導講座第3巻）牧書店, 1955, p202（読んだ本に関する個人調査結果の公表）平井忠吉著『中学校における読書指導の一面 読書不適応児の発見と治療』『学校図書館』

- no.72, 1956.11, p12-15(読書能力、性格、家庭環境、読書傾向の公表) 伊予田博著「読書問題児の診断と指導」『学校図書館』no.100, 1959.2, p15(「読書偏向児」として数名の児童が読んだ本のタイトル公表) 中本恒男著「読書問題児の指導」『学校図書館』no.110, 1959.12, p60-61(個人の読書能力、読書記録、読書傾向を公表) 牟岐等著「読書指導と学校放送」『学校図書館』no.117, 1960.7, p49-50(読書問題児と生徒の読書ノートの公表) 大熊喜代松著「読書不振児の治療的指導」『児童心理』16巻8号, 1962.7, p91-94 久保井盛幸著「児童のためになる読書指導 読書感想文コンクールのために」『学校図書館』no.154, 1963.8(イニシャルではないが出席番号らしき番号と性別を公表) など
- <sup>122</sup> 1958年の文献より(ここではプライバシーに考慮して出典は伏せた。原文では の部分にイニシャルが記載されている)
- <sup>123</sup> 1958年の文献より(ここではプライバシーに考慮して出典は伏せた。原文では の部分にイニシャルが記載されている)
- <sup>124</sup> 1955年の文献より(ここではプライバシーに考慮して出典は伏せた)
- <sup>125</sup> たとえば、昭和26年に秋田県鹿部角間川町立角間川中学校によって発行された『学校図書館 運営と利用』では、個人の読書傾向とその指導の記録を「個人指導票」を付して、現住所や生年月日、家族の氏名、職業、交友関係、家族の病歴、性格検査や知能検査の結果、さらに要注意事項として「盗癖・性格異常」などの項目とともに、実名で紹介している。しかし、後日の現地調査において、本書に記載された氏名の人物は、本書が発行された前後数年間に角間川中学校に在籍していないことが判明しており、当時、角間川中学校に勤務していた関係者へのインタビューによって、本書に記載された氏名が実名ではないことが確認されている。(『学校図書館 運営と利用』秋田県鹿部角間川町立角間川中学校, 1951, p56-57の間の見開き頁)
- <sup>126</sup> 読書ノートや読書日記を公表する際に「5年男子」「3年女子」などの形で公表する文献もある(さがわ・みちお著「読書記録の指導」『少年期の読書指導』(読書指導講座第6巻)牧書店, 1960, p112) また、グループ回覧ノートの各自の読書日記を紹介する際に、「A」「M」「N」「T」「S」などのアルファベットで名前を記入した文献もあるが、イニシャルの一部か、変名かは区別ができない。(相沢清著「グループ活動と読書活動 集団読書の一形式として」『学校図書館』no.85, 1958, p24)
- <sup>127</sup> 1950年の文献より(ここではプライバシーに考慮して出典は伏せた)
- <sup>128</sup> 1950年の文献より(ここではプライバシーに考慮して出典は伏せた)
- <sup>129</sup> 細井五著「データ処理の委託契約の要件を考える」『図書館は利用者の秘密を守る』(図書館と自由第9集)日本図書館協会, 1988, p51
- <sup>130</sup> 秋山ちえ子著「学校図書館に望む」『学校図書館と読書指導』(読書指導講座第8巻)牧書店, 1955, p244 岡島輝男著「わが校の読書指導」『学校図書館』no.4, 1951.1, p22(「生徒の中には漫画や少年少女小説を隠れて読んでいる者も少なくない」「三文小説、漫画、(中略)少女小説、少年小説などに読みふけり、書淫に陥る感があるが、このことは我々指導する者にとっては特に注意しなければならない」)
- <sup>131</sup> 「盗み読みは寛大に 感想整理を手伝おう」『朝日新聞』1952年2月4日夕刊
- <sup>132</sup> 鳥生芳夫著「施設 古がりとしがりがり」『学校図書館』no.15, 1952.1, p9
- <sup>133</sup> 塩尻昇著「学校図書館と図書館の自由」『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自由第5集), 日本図書館協会, 1983, p10
- <sup>134</sup> 鈴木紀代子著「貸出記録の重要性について」『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自由第5集), 日本図書館協会, 1983, p24
- <sup>135</sup> 平中和司著「学校図書館とプライバシー 長野県の効率小中学校の様子から」『図書館界』50(2), 1998.7, p60
- <sup>136</sup> 文部省編『学校図書館の管理と運営』東洋館出版, 1963, p174-175
- <sup>137</sup> 阪本一郎著『学校図書館図説』(岩崎図説選書)岩崎書店, 1963, p238 佐野友彦執筆担当『図書の配架と運用』(図解・学校図書館の事務第2集)全国学校図書館協議会, 1964, p28(「個人カードは、帯出券とか貸出券といった形で児童生徒に対して交付して常時携行させるといった方法もあるが、「忘れたが本を借りたい」「紛失した」などの事故は相当多い。差支のようなカードケースを複製して、常に図書館の一隅に収納させておいた方がよい」) 天理市立二階堂中学校著『学校図書館の利用と運用』奈良県教育庁, 1956.9, p24(「図書を返却した場合、領収証に相当するものとして返却カードを各人に持たせ(中略)ます。このカードは常にホームルームの定位置において、自由に取り出し得るようになっています」) 東京都台東区立精華小学校著『新しい学級文庫の経営』理想社, 1960, p79-80(「児童の読書カードを入れておくカードボックス(中略)は、教室の書架に近い壁面にかけておく」\*学級文庫に関する記述) 文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版社, 1963, p251(「読書カードボックスは「学級文庫の書架に近い壁面」にかけられ、「紛失を防ぐ役割を果たす」\*学級文庫に関する記述)
- <sup>138</sup> 森脇一夫著「逗子小学校」『図書教育』3(1), 1951, p45-49
- <sup>139</sup> 嶋志田栄作著『学校図書館における読書指導(中学校)』『読書指導の計画』(読書指導講座第3巻)牧書店, 1955, p160
- <sup>140</sup> 尾原淳夫著『学校図書館見学のしかた 外からみないで中から動きをみる』『全国学校図書館見学の手びき』全国学校図書館指導主事協議会, 1961, p15

- <sup>146</sup> 編集部著「読書調査の項目」『図書教育』2(3), 1950, p25, 36 (新聞名調査) 図書館教育研究会編著『学校図書館概論』修正再版, 学芸図書, 1951, p244 (蔵書調査・新聞名調査) 三宅千代二著「中学生の読書の実態」『学校図書館』no.13, 1951.11, p43-44 (新聞名調査) 川越怜子著「成長期にこそ 調査報告!生徒の読書傾向」『十代の読書 スクールライフ臨時増刊号』森村学園女子部国語科, 1953.7, p4 (雑誌名調査) 阪本一郎著「読書調査の意義と方法」『読書指導の計画』(読書指導講座第3巻) 牧書店, 1955, p54(蔵書調査) 綿田三郎著「私はこうして学級の読書調査をした」『読書指導の計画』(読書指導講座第3巻) 牧書店, 1955, p77-76 (雑誌・新聞名調査・結果を1クラス分氏名とともに公表) 鎌田捨九一著「四年生の読書指導と実践記録」『児童期の読書指導』(読書指導講座第5巻) 牧書店, 1955, p78 (新聞雑誌名調査) 文部省編『学校図書館運営の手びき』東洋館出版社, 1959, p358 (新聞名調査) 文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版社, 1963, p276 (新聞名調査) 図書館教育研究会編著『学校図書館通論』学芸図書1964, p150 (蔵書調査・新聞名調査) 全国学校図書館協議会演習資料編集委員会編『学校図書館学演習資料』新訂5版, 全国学校図書館協議会, 1964 (新聞名調査) など
- <sup>147</sup> 並松小学校著「本校図書館の運営について」『奈良県教育』1956.2, p30
- <sup>148</sup> 城文作著「良書の読ませ方」『児童期の読書指導』(読書指導講座第5巻) 牧書店, 1955, p186
- <sup>149</sup> 高市郡晩成小学校著「再び読書指導について」『奈良県教育』1955.6, p25 (『寄贈印の氏名を見て図書館に愛着を感じ、(中略)「あっこの本、校長先生の本や、校長先生寄付してくれはってんやろかとなったりして(中略)効果があがったら成功だと思えます」)